

## 平成 31 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 31 年 3 月 11 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 31 年 3 月 11 日 午後 0 時 57 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
  1. 付託案件
    - 議案第 24 号 可児市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
    - 議案第 25 号 可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第 28 号 市道路線の認定について
  2. 陳情
    - 陳情第 3 号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
    - 陳情第 4 号 「岐阜県最低賃金を 1000 円以上に引き上げを求める意見書」の採択を求める陳情
  3. 出資法人の経営状況説明書について
    - (1) 一般財団法人可児市公共施設振興公社
    - (2) 公益財団法人可児市体育連盟
    - (3) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団
  4. 報告事項
    - (1) 男女共同参画プラン策定に関する答申について
    - (2) 「可児市水道事業の適正な料金について」の答申について
    - (3) 「可児市水道ビジョン」の改訂について
    - (4) 可児市手数料徴収条例の改正について
    - (5) 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の改正について
    - (6) 可児市地域公共交通網形成計画策定について
    - (7) 都市計画区域マスタープラン素案の提出について
    - (8) リニア中央新幹線（大森工区）非常口ヤード造成に伴う発生土運搬について
    - (9) 可児市空き家等対策協議会の委員選出について
    - (10) 株式会社ダイセキ環境ソリューション岐阜リサイクルセンターの汚染土壌処理業の許可について
  5. 協議事項
    - (1) 空き家等対策協議会の委員について
    - (2) 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書について

(3) 所管事務調査事項について

5. 出席委員 (8名)

委員 長	板津博之	副委員 長	大平伸二
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	酒井正司
委員	伊藤壽	委員	渡辺仁美

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人	可児市公共施設振興公社	事務局長	渡辺英幸
公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	宮地直木
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山口和己

8. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	渡辺達也	市民部長	杉山修
市民部担当部長	瀬瀬新吾	建設部長	丹羽克爾
水道部長	田中正規	産業振興課長	加納克彦
環境課長	杉山徳明	人づくり課長	遠藤文彦
スポーツ振興課長	守口忠志	都市計画課長	渡辺聡
都市整備課長	林宏次	建築指導課長	佐橋猛
施設住宅課長	吉田順彦	管理用地課長	只腰篤樹
水道課長	古山秀晃	上下水道料金課長	長瀬繁生

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田上元一	議会総務課長	梅田浩二
議会事務局書記	松倉良典	議会事務局書記	山口紀子

○委員長（板津博之君） それでは、午前中、予算委員会お疲れさまでございました。ちょっと定刻よりは早いですが、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

なお、本日は8年前に東日本大震災が発生した日です。発災時刻の2時46分に館内放送により1分間の黙祷を行いたいと思いますので、皆様、御承知おきをください。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、議案第24号 可児市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） 資料番号1、議案書の19ページ、資料番号6、議案説明書の2ページが一番下をお願いいたします。

議案第24号 可児市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

平成26年6月に消費者安全法の一部改正により、消費生活相談等の事務を行う施設や機関を設置する市町村は、その組織及び運営等に関する事項や消費生活相談等の事務により得られた情報の安全管理に関する事項について条例で定めるものとする同法第10条の2が新設され、同改正法は平成28年4月1日に施行されました。

現在、消費生活相談窓口を週4日開設しておりますが、平成31年4月からは相談窓口を拡充し週5日開設することとし、あわせて消費生活センターとして条例を制定するものでございます。

条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとされており、本条例はこの参酌基準を踏まえた内容としております。

それでは、主な制定内容を御説明いたします。

第1条は条例制定の趣旨です。消費生活センターの設置に伴いまして、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものでございます。

第2条では名称や位置を定めており、名称は可児市消費生活センター、位置は可児市広見一丁目1番地ということで産業振興課内に窓口を置き電話での相談対応に当たり、対面での相談につきましては、庁舎東館1階の相談室等で対応をいたします。

第4条及び第5条では、センター長及び職員並びに消費生活相談員について規定しております。センター長は産業振興課長、職員については産業振興課所属の職員を充てますが、これについては条例施行規則で定めます。

続いて第6条及び第7条では、相談員の資格並びに人材及び処遇の確保について規定しております。

最後に第9条では、情報の安全管理について規定しています。

施行日につきましては、平成31年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（板津博之君） これより議案第24号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 第9条の情報の安全管理という条項がありますが、必要な措置というのはどのような、具体的をお願いします。

○産業振興課長（加納克彦君） 当然相談員の方につきましては守秘義務というものがございます。そのほかにつきましては、対面とか電話等で得られた相談につきまして、紙ベースの書類、それからパソコンで入力した資料がございますので、そういった資料につきましては、鍵のかかるところに保管して厳重に管理してまいります。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ありませんか。

○委員（伊藤 壽君） 第7条ですが、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することを妨げないとありますが、任期と再度任用というのはどういうことになりますかね。

○産業振興課長（加納克彦君） 任期については、規則で別途定めてございます。これは任期は1年ということでございます。再任は妨げません。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 6条の相談員の資格で、法に合格した者、または同等以上というのは、大体どういうことが想定されるんですか。

○産業振興課長（加納克彦君） 当市では、国家資格である消費生活相談員資格1名、それからあと2名相談員がございまして、経過措置に関する内閣府令において、消費生活相談員試験のみなし合格とされる方ということで、消費生活専門相談員の資格取得者1名、それから同じくみなし合格ということで、消費生活アドバイザーの資格取得者1名の合わせて3名の相談員でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 8条ですが、職員に対する研修がございませうけど、何か具体的にはこういった研修というのはございませうか。

○産業振興課長（加納克彦君） 相談員のスキルアップということで、年間約10日以上は職員研修、これは国ベース、県が催したもの、そういったものに参加していただいて、スキルアップを図っているところでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 24 号 可児市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 24 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 25 号 可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○水道課長（古山秀晃君） それでは、資料番号 1、議案書の 21 ページ、それから資料番号 6 番、提出議案説明書の 3 ページをごらんください。

可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

制定をいたします理由としましては、技術士法施行規則の一部を改正する政令が平成 29 年 12 月 28 日に公布されましたことに伴いまして、水道法施行規則の一部を改正する政令が平成 30 年 12 月 26 日に公布されたため、必要な整備を行うものであります。

改正の趣旨といたしましては、水道法施行規則第 9 条において布設工事監督者の資格を定めておりますが、技術士法施行規則の改正により、技術士試験の第 2 次試験の選択科目のうち、水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることに伴い、同条例第 3 条の布設工事監督者の資格要件を改正するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、第 3 条第 8 号の条文から水道環境の文言を削除するものであります。

施行日といたしましては、技術士法施行規則の一部を改正する政令の施行に合わせまして、平成 31 年 4 月 1 日としております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより議案第 25 号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これで質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了といたします。

これより議案第 25 号 可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 25 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 28 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（只腰篤樹君） 議案第 28 号の市道路線の認定について御説明をいたします。

資料番号 1 番の 25 ページ、資料番号 6 番の 3 ページ、あわせて資料番号 8 番の市道路線の認定位置図をごらんください。

このたび 4 本の市道路線の認定を考えております。

1 本目の路線は下切地内、下切駅の南西方向に位置します。多治見市との行政界付近で行われました宅地開発によって築造された開発道路です。このほど市への管理移管が完了をしております。通り抜けが可能な道路であり、起点側、終点側とも既存の市道に接続することから、新たに市道 4148 号線として認定し、管理したいと考えております。認定範囲は、起点側、可児市下切字三ヶ手から、終点側、可児市下切字三ヶ手となります。

続いて、その 2 をごらんください。

2 本目の路線は、下恵土地内の文化創造センター東に位置する道路でございます。この道路は現在、可児土地改良区が管理をしています。周辺の宅地化に伴い農地形態がなくなっており、このほど可児土地改良区から管理移管願いが出されています。道路利用者も不特定であると判断されることと、起点側、終点側とも既存の市道に接続することから、新たに市道 5406 号線として認定し、管理したいと考えております。認定範囲は、起点側、可児市下恵土字野林から、終点側、可児市下恵土字野林となります。

続いて、位置図その 3 をごらんください。

3 番目の路線は、土田地内、土田保育園の東、土田交番の南側に位置する宅地開発によって築造された開発道路です。このほど市への管理移管が完了しています。通り抜けが可能な道路であり、起点側、終点側とも既存市道に接続することから、新たに市道 6152 号線として認定し、管理したいと考えております。認定範囲は、起点側、可児市土田字富士ノ井から、終点、可児市土田字富士ノ井となります。

続きまして、その 4 の位置図をごらんください。

4 本目の路線は、兼山地内、やすらぎ館や旧兼山駅の北側に位置する道路です。現在は県道知兼山停車場線の一部となっています。兼山駅が廃止されたことにより、県道としての目的は果たされたこととなるため、旧道処理し、市道の認定をするものです。北側の県道多治見八百津線を起点とし、既存の市道まで新たに市道 9082 号線とし認定し、管理したいと考えております。認定範囲は、起点側、可児市兼山字本町から、終点側、可児市兼山字魚屋町となります。

この 4 路線につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき上程をするものです。

説明は以上となります。

○委員長（板津博之君） これより議案第 28 号についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 28 号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 28 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

次に、陳情第 3 号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

いかがですか。

○委員（伊藤健二君） 聞きおきで、各自学習してください。

○委員長（板津博之君） ただいま伊藤健二委員から聞きおきでという御発言でしたが、ほかの委員の方、いかがですか。

○委員（伊藤 壽君） 聞きおきでいいかと思えます。

○委員長（板津博之君） それでは、陳情第 3 号については、建設市民委員会聞きおきとさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第 4 号 「岐阜県最低賃金を 1000 円以上に引き上げを求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 陳情の内容について言うと、陳情の趣旨の 3 行目までに書いてあると

ころ、すなわち、東海・北陸の中でも、この岐阜県の水準が他県より3万円以上も格差があつて低いということについては大変重要な指摘であつて、この陳情については本当にしっかりと議論もし、対応していく必要があるかとは思ふんですけれども、これまでの経緯とか、今の我々の抱えている課題の量からいって、これもあわせて各自で学習していただきながら、感じるころがあれば、また改めて提起していただくということが必要ではないかというふうに思います。陳情聞きおきということをお願いします。

○委員長（板津博之君） ただいま伊藤健二委員のほうから、今後、各自の中で調査・研究を行いながらということでも聞きおきとさせていただきたいということではありますが、ほかにこの陳情について御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、この陳情につきましても聞きおきとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会の審査案件は終了いたしました。

ここで議事の都合より、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時17分

---

再開 午後1時20分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議題3. 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長 渡辺英幸さん、公益財団法人可児市体育連盟事務局長 宮地直木さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山口和己さんに御出席をいただきました。

それでは、まず一般財団法人可児市公共施設振興公社の経営状況より御説明をお願いいたします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） どうぞよろしく願いいたします。

資料としまして、10番のものをおあげください。

平成31年度事業計画書及び収支予算書と書いたものでございます。

1枚めくっていただきますと、まず事業計画書でございます。

私どもの公社のほうとしましては4つの事業をやっておりまして、まず1つ目としましてはわくわく体験館の管理運営でございます。それから、学校給食センターの調理業務、それから公立保育園の調理業務、そして最後に管理運営ということで法人事業というふうで4つに分かれてやっております。

それでは、一つずつ説明をさせていただきます。

1 ページの真ん中から下でございますけれども、文化芸術及びレクリエーション振興事業というところでございますが、こちらはわくわく体験館のガラス工房におきましてガラス工芸の講座を開催するというものでございます。順番に、いろんな講座がございますが、やり方としましては、最初に入門コーナーとしまして体験講座、入門講座というものがございまして、さらに進みまして基礎講座、そして最終的にはフリークラス講座というところで自由製作をするというような、クラスごとに上達していったりやるというようなシステムをつくっております。

その下、(2)番としまして、土田びいどろ再現講座というものでございます。江戸時代に土田村で吹きガラスが始まったということにちなみまして、次のページをめくっていただきますと、吹きガラスを江戸時代の工法に沿ってつくってみようという講座でございます。

(3)番目としまして、みんなで作るステンドグラス、こちらは市内にあります地区センターのほうに市民の皆様で手づくりのステンドグラスをつくって地区センターに飾るというものでございます。大体半分ほどの地区センターのほうにもう飾られておりまして、これを毎年1つずつふやしていくという事業でございます。

それから(4)番目としましては、ガラス工芸の作品展ということで、作品を各所で展示いたしております。

大きな2番目としまして、わくわく体験館施設管理・貸し館事業ということでございますが、わくわく体験館にはガラス工房のほかにも、宿泊施設、体育館、それからお風呂、それから会議室といったものがありまして、それを一般に貸し出しておるという事業でございます。

こちらの(3)番の自主事業というところを説明させていただきます。リサイクル講座ということで、ささゆりクリーンパークに集まってきました廃ガラス、そういったものを再利用しまして講座を開催しております。廃材で楽しいものづくりというものは、これは年に2回の大きなイベントでやっておりますし、あとはエコサイクルプラザの見学と廃ガラスづくりというもの、それからリサイクル万華鏡といった3つのものをやっております。

3ページのほうでございますが、こちらの③番、出前講座ということで、わくわく体験館を出まして各地区の地区センターとか、そういったところで出前をということで、簡単にできるガラス工芸を講座として実施しております。こちらにつきましては、近隣の市町村まで出張してっております。

それから④番としましては、可児市オリジナルブランドの制作ということで、可児市をイメージしたガラス工芸づくりにも励んでおります。

それから、大きな3番のほうで学校給食センターの給食調理事業ということで、約9,100食の給食を毎日つくっております。特に、今一番言われているのが安全、そして安心な給食ということで、そういったことに気をつけながら調理を行っております。

大きな4番としましては、保育園の給食調理ということ。市内の4カ所の保育園のほうでつくっておりますけれども、こちらは乳幼児さんのような抵抗力の小さいお子さん用に

もそれなりのメニューで給食をつくらなければならないということで、大変細かな分業作業が行われております。

大きな5番目としては法人会計ということで、事務局の運営ということでやっておりますけれども、評議員会とか理事会を開催して行っております。

4ページのほうに移りますと、うちの組織体制ということで、先ほど言いました4つの事業が表示されております。

さらに隣の右ページのほうへ移りますと、平成31年度の予算書の総括表ということでございます。

こちらのほうは収入の経常収益という部分から説明をさせていただきますけれども、こちらの②番の事業収益としましては、わくわく体験館の利用料収益、これは利用される方々からいただく利用料でございますが、これが約1,500万円。そして、わくわく体験館指定管理料収益、これは可茂衛生施設利用組合のほうからの指定管理料としていただいております。約5,000万円。それから、学校給食センターの給食調理受託収益、こちらは給食センターとの委託契約の金額でございますが、これが約2億6,000万円。そして、あと保育園給食調理受託、こちらは4,700万円。それから、あと市のほうからの補助金でございますが、これが約2,700万円といったものが主な経常収益でございます。

そして、次に経常費用のほうから説明させていただきます。

①番の事業費のほうで、給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費ということで、こちらは職員の人件費でございます。こういったものが約1億8,000万円、約600万円、約3,500万円というふうで連なっております。平成30年度の予算と比較いたしますと、例えば給料手当ですと約500万円の増ということでございますが、理由としましては職員の定期昇給と給与改定でございます。

さらに事業費、下のほうへ参りますと、大きなもので言いますと消耗品費が約1,000万円。こちらは給食センターで使う洗剤とか使い捨ての手袋とか、そういったものが大きいところを占めております。

さらに下に参りますと燃料費、こちらが約2,000万円でございます。こちらは給食センターの灯油が大きなところでございますが、こちらが昨年と比較いたしますと約300万円の増ということでございますが、これは灯油代の単価が一昨年と比べますとかなり上がってきておりますので、それを反映させていただいたものでございます。

その下の光熱水料費、約3,000万円でございますが、こちらは給食センターとかわくわく体験館で使う電気代と水道代でございます。

それから、その下は賃借料、約1,000万円でございますが、こちらは給食センターと保育園の調理室の設備とか機器の借り上げの使用料でございます。

さらにその下に行きますと租税公課、こちらが約2,000万円でございます。これも昨年と比べますと約200万円の増ということでございますが、これはもう消費税の増税を見込んで計算したものでございます。10月から10%ということで計算をさせていただいております。

それから委託料でございますが、こちらが約 3,900 万円ということです。こちらの重立ったところだと、わくわく体験館のガラス工場の運営に関する委託料が大きいところでございます。

②番のほうは管理費ということで、事務局の費用でございますが、こちらにも給料手当とか福利厚生費の件費のところが大きなウエートを占めております。

1枚めくって裏側のほうへ行きますと、そのトータルと、あと正味財産のことでございますが、こちらはほとんど変わりはありません。

さらにその右側の細かい数字の書いたページでございますが、こちらにつきましては各事業ごとに予算を区分けして計上させていただいたものです。重立ったところの説明は、今説明したと同じようなこととなりますので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明について質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 具体的に誰かにどう聞いたというわけじゃないんだけど、ちょっと心配でお尋ねをするんですけども、ガラス工芸館はできて相当年月たちますよね。全体にものが古くなってくるということが心配なんですけど、電気炉というか、ガラスを溶かしてやるということで、炉の問題とか、そういう熱を加えて、また冷えて、また加えてということの繰り返しの中で、老朽化と安全性の確保という問題では特に今お気づきの点とか問題点はありませんか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） わくわく体験館はできましてもう 20 年たちますので、やはりあちこち傷んできております。ガラスが溶けている溶解炉の件ですけども、こちらのほうも毎年点検を行っておりますけれども、やはりもう 20 年たっているのですりそろ交換が必要ではないかというような段階になっております。

ただし、施設の所有者としましては可茂衛生施設利用組合さんのほうでございますので、大規模修繕につきましては私どもがやるのではなくて、可茂衛生施設利用組合さんがやられるということで、そちらのほうに修繕依頼のほうをさせていただいておりまして、そちらで計画的に行っていけます。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○委員（酒井正司君） 今、宿泊施設がございますよね。これの利用頻度といいますか、それとどんなような団体というか個人が使われるのかということ。以前、風呂か何かに随分お金をかけて修理したように思うんですが、この先それを維持するための計画というか、費用を算出するとか、何かそんな負担のようなことは生じる可能性ってありますか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 宿泊施設でございますけれども、頻度としましては週末の土曜日などが非常に混んでおりまして、平日は比較的あいているというような状況でございます。

利用団体としますと、やはりスポーツ少年団的なスポーツのクラブの方たちが泊まれるという、いわゆるもともと合宿所みたいな感じで計画されてつくられた施設でございますの

で、そういったスポーツ関係で体育館で練習をして、それから泊まって、また翌日体育館で練習して帰るといったような、そういった団体がほとんどでございます。ですから、利用としましてはやはり土曜日が混むという形になります。

そして、お風呂のほうですけれども、これは水漏れがしておったということでお風呂を修繕させていただきましたけれども、その後は特に水漏れもなく順調によくっております。

あと、宿泊施設の維持管理の問題でございますが、特にそういった、例えば壁が傷んでいたりか床が傷んでいたりとか、そういったところは今のところ見受けられませんので、まだ大きな修繕というのは計画されておられません。比較的皆さんに丁寧に使っていただいているのかなと。20年たった割にはそれほど古さを感じないと、傷んでもいないというような状況でございますので、それは現状維持という形で、特に近々修繕を計画しているというものはございません。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、質疑を終わりといたします。

これで公共施設振興公社事務局長、それから関係の部課長は退席をしていただいて結構です。ありがとうございました。

それでは続きまして、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（宮地直木君） 失礼いたします。

それでは、資料番号11番によりまして公益財団法人可児市体育連盟の平成31年度事業計画及び収支予算書について説明させていただきます。

1ページをごらんください。

平成31年度、平成32年度の2カ年の事業計画となっております。スローガンは昭和59年の法人設立当初に掲げた「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体連」を継続しております。基本方針では、来年開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツ機運の高まりが予想される中、見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツの3つの観点からスポーツ人口の増加を図っていくことを盛り込んでおります。

重点につきましては、前年度までと同じ8つの項目を柱としております。具体的施策では8つの項目に沿って具体的な取り組みを上げております。

1の体制の強化と組織の拡大では、加盟団体の組織強化と会員の拡大を図り、団体相互の協力体制の確立を目指します。

2の財政基盤の確立では、自主財源の確保に努めるとともに、賛助会員の確保や基本財産の適正運用に努めてまいります。

2ページをお願いします。

3の競技力向上では、岐阜県民スポーツ大会の順位目標を総合第3位としております。昨年の第11回大会では第7位でしたが、優秀選手の発掘や優秀指導者の育成に努めながら、少しでも目標に近づけていきたいと考えております。

4の生涯スポーツの普及・振興では、市民の体力向上と健康増進のため各種のスポーツ事業を展開してまいります。中でも(2)のシティマラソンにつきましては、ハーフマラソンの部の2021年度の開催を目指し、鋭意取り組んでまいります。

5の青少年のスポーツ活動の活発化では、スポーツ少年団の団員確保や可児UNICとの連携強化に努めてまいります。特に(4)で中学生のスポーツ環境整備を促進することを新たに盛り込み、学校等との連携強化を図ってまいります。

3ページをお願いします。

6の広報広聴活動の充実では、広報紙「体連かに」の発行を初めホームページの充実やSNSの活用により、リアルタイムな情報発信を心がけます。

7のスポーツ施設の適正管理と有効活用では、老朽化しつつある錬成館の予防保全に努めるとともに、3年目に入る可児市体育施設の指定管理者としての業務の充実化を進めてまいります。

8の事務局体制の充実と職員の資質向上では、特にハーフ部門新設に向けた準備及び学校、可児UNICとの連携強化を推進するための体制づくりに力を入れてまいります。

4ページをごらんください。

平成31年度に実施する事業の一覧になります。

主な事業としましては、3の第38回可児市総合体育大会の開会식을4月28日に開催いたします。

16のハーフマラソン委員会につきましては、日にちは未定ですが何回か開催して、着実に準備を進めてまいります。

17の第50回可茂地区体育大会は7月14日に、20の第12回県民スポーツ大会は岐阜地区において9月15日を中心に開催されますので、選手団の派遣を行います。

27の第62回可児駅伝競走大会は12月8日に、また33の第38回可児シティマラソン大会は来年2月16日に予定しております。

また、一覧にはございませんが、プロ野球ウエスタンリーグ公式戦を6月8日土曜日に中日対オリックスの対戦カードで開催する予定です。

続きまして、収支予算書について説明させていただきます。

5ページの正味財産増減予算書をごらんください。

まず、(1)経常収益ですが、基本財産運用益と受取会費は前年度と同額を見ております。事業収益の自主事業収益では、スポーツ教室の参加者が減少傾向にありますので1万2,000円を減額しております。

受取補助金等では市補助金を163万6,000円増額させていただいております。これは経常費用のほうで委託料の増加を見込んでおり、その財源を確保するためでございます。

受取体協補助金は県から移管を受けました可茂地区体育協会及び可茂地区スポーツ少年団連絡協議会の事務経費分でございます。

また、受取負担金ですが、シティマラソンの参加実績を考慮し、16万円を増額していま

す。

経常収益の合計は 6,543 万円としております。

一方、(2)の経常費用ですが、事業費と管理費に区分し、職員給料や福利厚生費や共済掛金負担金などは、各事業での職員の従事割合で案分しております。

まず事業費ですが、合計で 6,220 万 5,000 円としております。主な内訳は、職員の給料手当と福利厚生費が 2,671 万 1,000 円、報償費がシティマラソンの参加賞等で 155 万 6,000 円、印刷製本費がシティマラソンの大会冊子や広報紙の印刷代等で 118 万 6,000 円、光熱水費が錬成館の電気水道代等で 221 万 2,000 円、負担金が可児駅伝やウエスタンリーグ実行委員会への支出等で 295 万 4,000 円、助成金が加盟団体の活動助成や大会派遣費等で 807 万円、委託料がシティマラソンの計測業務や錬成館の管理委託費等で 997 万 3,000 円、減価償却費が 366 万 1,000 円となっております。

なお、前年度と比較して委託料が 165 万 9,000 円の増額となっておりますが、これはマラソン大会ハーフの部新設に向けて実施計画書の策定業務委託を発注するものでございます。

これにより、事業費全体の対前年度比は 173 万 1,000 円の増額となっております。

次に管理費ですが、合計で 718 万円としております。

主な内容は、職員の給料手当と福利厚生費が 409 万 9,000 円。

6 ページに行きまして、減価償却費が 60 万 1,000 円、その他法人の管理に必要な経費となっております。

事業費と管理費を合わせた経常費用計は 6,938 万 5,000 円であり、当期経常増減額はマイナス 395 万 5,000 円としております。これは現金支出を伴わない減価償却費相当額を収益のほうで計上していないことによるものです。

説明は以上になります。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 1 ページの大きい項目の 2 ですか、自主財源確保に努めるとありますけど、1 ページの下から 5 行目ですか、財政基盤の確立という、これは予算書にはどういうふうに反映されてきていますか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（宮地直木君） 自主財源としまして、主には賛助会費の確保ということになりますので、正味財産増減予算書、(1)経常収益の 2 つ目の受取賛助会員会費、こちらのほうになってきます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑は。

○副委員長（大平伸二君） 1 点だけ教えてください。

5 番の青少年スポーツ活動の活性化の 4 番目のところに中学生のスポーツ環境整備ということなんだけど、これクラブ化にする前段階の取り組みという意味でいいんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（宮地直木君） 全般に中学生のスポーツ環境が少し縮小ということがありまして、体育連盟としてはそのことに対してどのようなことができる

かということを考えてまいりたいと思っておりますので、直接的には体育連盟の加盟種目団体が中学生を対象とした何か教室とかいったものを行えないかということから検討を進めてまいりたいと思っております。

○委員（川上文浩君） ちょっと関連するんですけども、働き方改革が学校はということで、部活動の制約とか、今後、中学の部活動の4月からの内容が変わって、その分を体育連盟が担っていくという意味も含めてこの中学生というのを指定、わざわざというわけじゃないけれども、中学生のスポーツ環境整備ということに出してあるのかなというような気はするんですけど、その辺のところはどれぐらいの状況なんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（宮地直木君） おっしゃられるとおり、やはり教育委員会のほうでそうした中学生の部活動の問題ということをお聞きしまして、そのことの受け皿も含めまして体育連盟の立場ではどのようなことができるかというようなことで、協議の中で進めてきたものでございます。

○委員（川上文浩君） ということは、ちょっと所管が違うんであれですけども、教育委員会とすると、中学校の部活動を一部というか、体育連盟を含めた地域社会に担ってもらおうみたいな動きがあって、これは岐阜県中なんですかね。可児だけではなく、岐阜県中がそのような動きなんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（宮地直木君） 岐阜県も含めて、やはり全国的にそういった中学生の部活動についての問題が出ておると思いますし、当然岐阜県でもそういったことで地域スポーツを振興する団体ですとか、スポーツ少年団、体育連盟組織、そういったものの連携の必要性というものがあちらこちらで言われておりますので、そういった流れに可児市でも従ったものになります。

○委員（川上文浩君） そうなった場合に体育連盟を含めた競技団体がいろいろあったりUN I Cがあったり、スポーツ少年団はUN I Cにイコールという部分もあるんですけども、何かそういった組織が再編されるような動きというのは今後出てくる可能性はあるわけですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（宮地直木君） 私どもの体育連盟の立場で組織再編まではまだ言うことはできるものではないと思っておりますが、今言われました可児UN I Cですとかスポーツ少年団の活動、あるいは学校との連携を深めて、どういった形をつくり上げていくのが望ましいのかということについて進めてまいりたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、質疑を終わります。

それでは、体育連盟関係者の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

それでは続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 日ごろは可児市文化創造セ

ンター a 1 a の事業活動全般に対しまして御理解、御支援を賜りまして、まことにありがとうございます。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団の平成 31 年度事業及び収支予算について御説明いたします。

資料ナンバー12 の表紙をめくっていただきまして、1 ページ目でございますが、1 の基本方針、それと2の a 1 a まち元気プロジェクトの推進につきましては、前年度と全く同一でございます。

3つ目の項目、地域、他施設をリードする公立文化施設としての a 1 a につきましては、文化庁が創設しました文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業の先進的文化芸術創造活用拠点形成事業の分野におきまして、本市が岐阜県とともに全国で7つの拠点の一つに採択され、昨年度以降5年間、継続的に支援を受けられる自治体となりました。さらに国からの委託を受けました独立行政法人日本芸術文化振興会の劇場・音楽堂等機能強化推進事業において、可児市文化創造センター a 1 a のまち元気プロジェクトが全国でわずか 16 件の総合支援事業に採択されまして、同じく5年間の補助が約束されました。これは可児市と可児市文化創造センター a 1 a が進める文化芸術活動を通じた共生社会づくりが認められたあかしとも言えます。今後とも一層市民の視点に立つとともに、全国の公立文化施設のモデルケースとなれるよう、文化振興とブランド力の向上に邁進してまいります。

4つ目及び5つ目につきましては、前年度から引き続く事業でもあり、表記はほとんど前年度と同様となっております。ただし、ウエストヨークシャー・プレイハウスがリーズ・プレイハウスというように名称を変更したことでの修正と、共同制作・公演につきましては当年度において完遂させる予定でございます。

2 ページをお開きください。

2 ページ目からはそれぞれの事業計画の詳細を示しております。

2 ページから3 ページにかけては鑑賞体験促進事業でございます。20 事業を予定いたしております。

主なものについて紹介いたします。

まずはおなじみの納涼と初席の2つの寄席でございます。そして、今回初めて5月に若手落語家による寄席を加えます。名称は新緑落語会なるものを現在は考えております。

そして、地域拠点契約公演として文学座によります演劇「ガラスの動物園」、そして新日フィルによるサマー及びニューイヤークンサートの2回のクラシック公演を計画いたしております。

自主企画・制作では、風間杜夫落語独演会、3月には祈りのコンサート、また若者向けの Welcome to A. G. Town、そして野外で行う6回のグリーンコンサート。

3 ページ目に移りまして、日英共同制作関連の国際交流事業 TO SEE YOU AT LAST が予定されております。

共催公演及び映画事業については、ごらんのとおりほぼ例年どおりのメニューで行いまし

て、収益目的事業のポップス公演につきましては、今のところ内容は未定でございますが、集客力の高いアーティストを選定いたしたいと考えております。

次に、財団事業の柱の一つであるまち元気・市民交流促進事業です。

そのうち自主企画・制作公演が3事業でございます。ごらんのとおり、地域拠点契約関連事業でもあります新日フィルのメンバーによりますオープン・シアター・コンサート、恒例の森山威男ジャズナイト 2019、そしてシリーズ恋文vol.10、今回はごらんのとおり辰巳琢郎と木の実ナナのコンビを内定いたしております。しかし、皆様御存じのように辰巳琢郎さんに府知事選への出馬がちょっと新聞に出まして、それがうまくいくかいかないかにしても、また夏に国政へというようなうわさがきのうわかりましたので、早速穴があかないように次の人選を進めるように指示したところでございます。一応内定はしておる状況でございます。

例年このジャンルに位置づけておりました可児市文化創造センター a l a コレクションシリーズ、それと大型市民参加事業につきましては、日英共同制作の事業に人員と経費を傾注することから、今回は計画をいたしませんでした。

4 ページに移りまして、提携公演の欄にシリーズ恋文のツアーが3事業上げてありますが、秋田と豊田、この2カ所につきましては今回の作成する作品、豊橋につきましては昨年度作成した作品へのオファーに応える事業でございます。

続きまして、普及啓発事業のうちワークショップが10件の事業、同じくアウトリーチが3件の事業となっております。ごらんのとおりでございます。

5 ページをごらんいただきますと、普及啓発事業のうち講座・講演に分類される5事業でございます。

その下の欄、人材育成事業ということで、平田オリザの「対話を考える」ワークショップを市内小・中学校の教員を対象に行います。また、広く全国の劇場関係者が集まり、アートマネジメントに係る学びの場を共有し資質の向上を図るあーとま塾、そして劇場フロントスタッフ養成講座をどちらも3回開催する予定でございます。

芸術団体等支援事業につきましては、市民を初めとして演劇関係、歌舞伎、音楽関係、そして a l a クルーズへの支援を行ってまいります。

6 ページを見ていただきますと、従来からの受託事業である音楽祭、美術展、文芸祭を初めとした市からの委託事業でございます。なお、エイブル・アート展、日英地域劇場共同制作公演事業、スマイリングワークショップ、児童・生徒のためのコミュニケーションワークショップについても、前年度から引き続き市のほうから受託いたしております。

最後に、その他でアライルミネーション事業を行います。12月上旬から2月中旬にかけて、公募の市民による点灯式を休館日、それと年末年始の休館以外で每晚実施いたしております。この約2カ月間でございますが、募集をかけますと3日目には全て埋まってしまうというほどの好評をいただいております。皆さんの記念の1ページに織り込まれると思いません。

そして、最終欄の各事業会計共通の事業に関しましては、「a l a T i m e s」発行など

の広報宣伝事業と鑑賞モニター制度、またひとり親家庭や就学支援を受けている家族を for Family分野として追加いたしました「私のあしながおじさんプロジェクト」についても継続して実施してまいります。

続きまして、8ページ及び9ページにつきましては平成31年度の収支予算書の総括表になっております。

まずは収入のほうでございますが、(1)経常収益といたしましては、数値の上から3段目、②事業収益で5億8,702万6,000円でございます。

主なものといたしましては、その下の入場料収益4,210万2,000円、これは自主事業の入場料収入の総額でございます。前年度と比較して469万8,000円の減額となっておりますのは、a1aコレクションシリーズの可児公演及び東京公演を、先ほども申しましたが次年度は行わないということによる減額でございます。

利用料金収益3,120万6,000円は、貸し館及び施設の利用料収入でございます。利用実績に基づいて算定をさせていただいております。

公演事業収益の998万2,000円は、シリーズ恋文vol.10のツアー公演の売上収入を見込んだものでございます。前年度より半減以下になっておりますのはa1aコレクションシリーズの地方公演を行わないことによります。

すぐ下の指定管理受託収益、すなわち指定管理料でございますが、4億3,600万円で、前年度より1,400万円の減額となっております。これは10月から予定されております消費税10%課税に対する増加分を想定したことから、a1aコレクションシリーズ及び大規模市民参加事業の2大自主事業を行わないことを前提としての減額でございます。

その下の文化振興事業受託収益につきましては6,500万円で計上、また受取補助金等ではその下にあります受取国庫補助金を3,513万2,000円、受取その他公益団体等補助金を670万円と想定し、合計で4,183万2,000円を計上いたしました。

④受取負担金につきましては、日英共同制作公演事業に係るリーズ・プレイハウスからの負担分を計上しており、昨年度より増額となっております。平成31年度ではa1aコレクションシリーズ及び大規模市民参加事業の2大実施事業をスキップし、日英共同制作公演事業という一大事業を完了させる年度となり、文化振興事業受託受取補助金、受取負担金の内訳が大きく変動いたしますが、財源確保に努力しての結果でございます。

経常収益の計といたしましては、中段にあります6億4,332万円となっております。昨年度より1,900万円ほどの増額となっております。

次に、支出でございます。

(2)経常費用につきましては、①の事業費といたしまして6億568万2,000円でございます。

主なものといたしましては、事業費の最初の項目、給料手当が1億4,136万3,000円で、実績を踏まえた算定をいたしております。

旅費交通費が2,773万3,000円増しの4,267万8,000円とありますが、日英共同制作公演

事業に伴う増になっております。そのほかに日英共同制作公演事業に伴う増額は、諸謝金、委託料にも出ております。委託料につきましては、一部施設管理関連委託費の増も含まれております。

光熱水費の増額につきましては、原油価格の高騰に伴う電気料金の値上がりを想定したものでございます。

右のページ、9ページをごらんいただきますと、上から2段目、管理費につきましては7,003万3,000円となっております。前年度とほぼ同規模の算出でございます。

経常費用の計といたしましては、中段にあります6億7,632万円となっております。

通常は経常収益と経常経費を同額とし、収支均衡の予算を計上するところでございますが、今回は当期経常増減額をマイナス3,300万円といたしまして、これまで蓄積してまいりました、いわば内部留保額の一部をこれに充てることといたしました。すなわち、一般正味財産期首残高9,126万1,000円に当期一般正味財産増減額マイナス3,300万円を合算しまして、一般正味財産期末残高を5,826万1,000円とし、指定正味財産期末残高の1億円と合わせ、正味財産期末残高を1億5,826万1,000円とする収支予算書といたしました。

2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピック以降の文化的レガシーを残し得る事業として、日英共同制作公演事業を初め可児市文化創造センターa1a元気プロジェクトなど、可児市文化創造センターa1aを拠点とした各種事業を展開してまいりたいと存じます。そして、これを実現するための積極的事業計画、予算を今回組ませていただきました。

10ページからは収支予算書事業別内訳表でございます。縦横が反対になりますが、ただいま見ていただいていた予算額を一番右の欄に記載いたしまして、それを職員の従事割合に従って左から公益目的事業、収益事業、法人会計という科目別に振り分けたものでございます。

以上で公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明についてこれより質疑を行います。

○委員（亀谷 光君） この中身じゃなくて可児市文化創造センターa1aのことについての質問なんです。これが済んでからでもいいんですが、ちょっと二、三点聞きたいことがありました。

この報告の中身はありません。

○委員（渡辺仁美君） 細かい点を聞くので、3つ続けていいですか。

○委員長（板津博之君） 渡辺委員、一問一答でお願いします。

○委員（渡辺仁美君） 承知しました。

そうしましたら、4ページにありますひとり親家庭ワークショップ、これは内容は大体どんなように、今調整されていると思うんですけど、どんなふうに行われるのかを概要だけ、済みません。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） もう既に、この事業は実績を今年度はやっております、来年度の調整ということにして、母子・寡夫福祉連合会の皆さん、役員さん方と協力し合いました、母子家庭の方々を募集するんですが、要するに母子家庭ということになりますと、やはり孤立をしてしまう可能性もあるということもございまして、そのお母さん方同士、お子さん同士、そういったコミュニケーションを醸成しようということで、文学座のほうから専門の役者さんを招いて、ワークショップ形式で一つの輪になって皆さんでコミュニケーションワークショップを行います。そういう中で、孤立していく母子家庭を一組でもなくそうという事業でございまして。

○委員（渡辺仁美君） 次に伺います。

みんなのディスコは、ひょっとしたら広見地区センターのホールなどで可児市が小学校の特別支援学級の児童たちを集めて行っているような、あんなイメージなんですか。演劇ロフトで行われる、歌って、踊って、特にディズニーの曲を使ったりして、そういう。

○委員長（板津博之君） みんなのディスコですね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） このみんなのディスコというのは、ごめんなさい、私ちょっとほかのところがわからないんですが、国籍から障がい者とか、そういった障がいのありなし、それと国籍の違い、そういったものを全く乗り越えた、とにかくみんなで踊ってしまおうという事業でございまして、これはすごい状況です。車椅子の方がすばらしいダンスをされたり、知的な障がいのある方がステージに上がると人が変わったぐらいに皆さんの前で踊られたというようなことで、全ての皆さんが主役になれるということで、ロフトのほうで照明とか音響をしっかりと投入いたしまして、本格的に行うディスコパーティーのようなものでございまして。

○委員（渡辺仁美君） そうしたら、児童ではなくて年齢も関係なくということですね。わかりました。すっかり間違えました。

続けて、もう一点いいですか。

○委員長（板津博之君） はい、どうぞ。

○委員（渡辺仁美君） ポピュラーミュージック、ポップス公演というのは集客率の高いアーティストを呼ぶというふうにおっしゃっていましたが、集客率の高いというのをどんなふうに捉えていらっしゃるのか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 御存じのように、私どもの大ホール、1,019人でございますので、例えば武道館などでコンサートツアーをやられるような一流のアーティストは呼ぶと大変なことになってしまいますので、1,000人という数字を想定しながら、それと年代もさまざまあるかと思っておりますので、市民の方々の中でどの年代に照準を合わせるとかそういうことではなしに、ひょっとしたら往年のスターになるかもしれませんし、今の売り出し中の方になるかもしれません。少しでも、当然これは自主事業といたしましては黒字はできません。どうしてもやはり、皆さんに提供するという意味で赤字を覚悟でございまして、1,000人ぐらいから800人ぐらいの間で会場がしっかりと皆さん

の楽しい場になるような、そんな集客ができるようなアーティストを私どもで考えております。

今はまだ決定しておりませんので、決まりましたらすぐにまたPRさせていただきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） 亀谷委員、もし可児市文化創造センター a l a のことでしたら今お聞きしていただいて結構ですが。

○委員（亀谷 光君） 数字とか予算のことじゃなくて、まず1点は、今度改修するんですけども、今練習スタジオがございませぬ、下に。あれの使用頻度とか、備品の関係は用が足りているというか、その辺の使う方との状況はどうなんですかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 練習スタジオというと、演劇練習室のことでしょうか。

○委員（亀谷 光君） じゃなくて地下、下の。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 地下の音楽練習室ですか。

○委員（亀谷 光君） ミュージックスタジオですね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 正直言って、1、2、3と3部屋ございまして、おとしまでは大体90%から80%ということで、すごい稼働率が高かったです。一昨年になりますかね、4月に土田に民間のスタジオがオープンしまして、そちらのほうも当然新しいのできれいですし、部屋によっては私どもと同じような金額で借りられるというようなこともございまして、ちょっと年度の途中から急に落ちまして、60%、70%ぐらいになったんで何が原因だろうというふうにしたら、後でそういうことがわかりまして、それはそれで市民の方々の選択肢がふえたんでよかったなということでございまして、今現在は60%から70%ぐらいで御利用いただいております。

○委員（亀谷 光君） ありがとうございます。

次です。せんだって世界劇場会議に参加もさせていただきましたが、あの2日間でいろんなかなり深い話があるんですけど、あれをこんなことがあったと報告書を以前、昔の場合はいただいたことがあるんですけど、例えば1年ぐらい先にね。こういう何月何日にこういう人がこういうことを言ったよと、議事録じゃないけど、報告書というのは今出ていますかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 現在はつくっておりません。

その前は、先に皆さんの発言内容を印刷したものを資料としてお配りしたということもございませぬが、終わってから全てのをテープ起こしてつくって皆さんにとるところまではやっておりますので、できれば埼玉県とうちと2カ所でやりますので、何とかその場に出席いただきたいということでPRしております。

○委員（亀谷 光君） 最後です。録音スタジオというのは、私もちょっと勉強不足で申しわけないけれども、今どのような場所でどういう状況になっていますかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 録音室のことですけれども、地下のほうにございませぬが、これについては貸し館等をいたしておりますし、貸し

館の対象からも当然外してあります。どちらかというとな内部的な、舞台のほうでの内部事務として使っておるといのが主でございまして、一般に開放しているということはございません。

○委員（亀谷 光君） 一番最後です。森山威男さんのジャズライブを年1回やるんですが、あの方がインターナショナルにレコーディングをして外へ出すと、発信をしていただいているわけですが、当然場所が可児市文化創造センター a 1 a でということがCDに出ておりますけど、あれの形というのは可児市文化創造センター a 1 a とどういう関係になっていますかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） ちょっと詳しいお話まではできないかもしれませんが、今コンサートも当然1回はやっていただいておりますが、継続的にドラム道場というのをやっていただいて、塾生がおりまして、今夜もやりますが、皆さん来てドラムスを習っていかれるということで、継続的な事業として行っていただいております。

その中で、ひょっとしたらその一環の中でそういったこともお話があったりして提携してやっておるかもしれませんが、それ用の事業として発行するというか、そういったものを作成して売り出すとかいう、そこまでは私どもはやっておりませんので、ごめんなさい、ちょっと詳しいことはわかりません。

○委員（川上文浩君） 1点だけ、来年度の目玉事業という、この日英共同劇場制作の事業があると思うんですけども、その中で、衛館長もずっと社会包摂ということはいろんなところで取り組まれてきて、その日英の劇場で台本を共同でつくって、平成31年に発表ということなんですけれども、平成32年2月上旬に東京でやって、下旬で可児でやって、3月に英国でという予定になっていますよね。この詳細な予定とか、台本なんかの内容みたいなものは大分詰めてこられている状況なんですかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） まず、きょうお持ちしたんですが、初稿でございまして、まだできてきたばかりでして、当然これは英字でやったものを日本で翻訳したものでございまして、これからいろいろ打ち合わせ等をもっといいものにしてまいりますんですが、一応そういう形で台本はできております。

先ほど言われました日程等につきましては、既に東京での会場なんかも押さえてございまして、公表できる段階になればすぐにお出しする予定にはなっておりますが……。

〔発言する者あり〕

何とか予定どおり、これは市からの委託事業としてもいただいておりますし、国のほうからも注目していただいておりますので、何としても年度内に完了させていこうと思っております。よろしく申し上げます。

○委員（川上文浩君） ということは、可児でやるのは7公演でしたっけ。可児でやる7公演は小劇場を予定しているんだけど、たくさんの人に見に行ってもらったりだとか、若い世代にもどんどん見に行ってもらったりなんかの働きかけなんかもどんどんされていくとい

うことなんですよ。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 実は、ことしちょっと間に合わなかったのですが皆さんにはお配りできなかったんですが、ブローチャーという年間事業の保存型のパンフレットを、去年たしかここでお配りできたと思うんですが、今まだ完成して出てこなかったものですかからお出ししてないんですが、それにも既に印刷しております、既に会員の方にはそれを見ていただくように発送いたしますし、既にチケット等についても4月以降パックにしたもの等も売り出してまいりますので、PRはしっかりとやらせていただきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件につきましては終了とさせていただきます。

参考人の方はありがとうございました。

ここでもうすぐ1時間半ではありますが、今、市民部担当部長と人づくり課長が見えますので、この後の報告事項、男女共同参画プランまでやって休憩としたいんですが、よろしいですか、委員の皆さん。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ、よろしく願いいたします。

席の入れかえをしますので暫時休憩といたします。

休憩 午後2時20分

---

再開 午後2時21分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、4. 報告事項(1)男女共同参画プラン策定に関する答申についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（遠藤文彦君） よろしく申し上げます。

男女共同参画プランの策定に係る答申について御報告を申し上げます。

このプランは平成30年12月の建設市民委員会でも少し御説明をさせていただきましたが、平成30年5月14日に（仮称）第3次可児市男女共同参画プラン策定についてということで、可児市男女共同参画推進審議会に諮問したものでございます。5回にわたり審議をいただきまして、平成31年2月14日に可児市男女共同参画プラン2023として市長への答申内容を決定されたものです。そして、2月28日、会長より市長へ答申……。

〔発言する者あり〕

済みません。そして、2月28日に会長より市長のほうへ答申をさせていただきました。今後は3月末までに製本をいたしまして、平成31年度からの実施に向け各関係機関のほうに配付させていただこうと思っております。

以上のように報告させていただきます。

- 委員長（板津博之君） ただいまの報告について質疑のある方は発言をお願いいたします。  
よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、この案件は終了といたします。

議事の都合により、前の時計で午後 2 時 35 分まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 23 分

---

再開 午後 2 時 33 分

- 委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(2)「可児市水道事業の適正な料金について」の答申についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

- 上下水道料金課長（長瀬繁生君） 3の報告事項の(2)「可児市水道事業の適正な料金について」の答申についてを報告させていただきます。

資料番号は1になります。ごらんいただきたいと思います。

平成30年12月の建設市民委員会で、上下水道事業経営審議会への諮問をした件につきましては御報告をさせていただきましたが、経過につきまして御報告させていただきます。

平成30年11月27日に市長及び経営審議会会長のほうへ諮問書を渡しました。審議会では11月27日、平成31年1月17日、2月18日に審議を行い、去る2月28日に市長へ答申がなされました。5年前とは異なり、今回は県営水道の値下げといった要素もないことから、昨年の3月の委員会でも報告させていただきました水道整備基本計画と中・長期収支計画の内容について説明をさせていただきながら御審議をいただきました。経営審議会の議事録につきましては、ホームページ等に掲載をしておりますのでごらんいただければと思います。

結論といたしましては、資料にございますように、この先5年間は現状の水道料金を維持することが適当である。もう一つは、水道事業の経営運営について、広域連携の手法を研究し、さらなる効率的な取り組みを要望する。この2点につきまして答申がされますので御報告いたします。以上でございます。

- 委員長（板津博之君） ただいまの報告事項に対して質疑のある方、発言を許します。

- 委員（伊藤健二君） 第2弾の水道法でもうたわれている「広域連携」の手法という言葉ですけど、広域連携の手法を研究する、具体的にはどういう内容をどう研究するんですか。

- 上下水道料金課長（長瀬繁生君） 基本的には県が中心になるかと思いますが、県が中心になって各市町村で、例えば今、岐阜県の場合は4つの地域に分かれまして、それぞれで西濃、県水を買っている東濃、飛騨、岐阜地区ということで研究会を平成29年から立ち上げておりまして、その中で研究をしております。その中で料金の一本化というのはなかなか難しいところであって、例えば帳票を一本化するか、いろんな手法がまだこれから出るだろうということで、それを今後年数をかけて研究をしようというところになっています。

当然岐阜県を一本にすれば一番いいんですけれども、皆様も御存じのように西濃とか岐阜のほうというのは湧き水が出るもんですから、なかなか水道料金がこちらのほうとは違うもんですから、料金の一本化というのは非常に難しいところがありますので、そういうところで何とか少しでも経費を削減できないかというところをいろいろと研究をするということになっております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

それでは続きまして、(3)「可児市水道ビジョン」の改訂についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○水道部長（田中正規君） それでは、よろしく願いいたします。

今資料といたしまして、資料の2の可児市水道ビジョンの改定の要旨というものと、あと可児市水道ビジョンの両方をお配りしておりますけれども、水道ビジョンの冊子のほうでちょっと御説明しますのでよろしく願いいたします。

まず、1ページ目をお願いいたします。

初めにとということでございますけれども、下から6行目でございます。今回の改定は計画期間を平成40年度までに延長し、水道整備基本計画を踏まえ、現状把握を再度行った上で各種施策の再検討を行ったものでございます。

また、下から3行目でございますように、可児市水道事業の理念が安全・安心な水道水を安定的に供給するでございます。これを市民の皆様とともに達成していくということにしております。

次に、2ページをお願いいたします。

この水道ビジョンの目的は水道事業全体像を捉えまして、重要な課題や問題等を抽出いたしまして、長期的な水道システムの構築及び整備をするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

上のほうに図面がございますけれども、給水区域全図であります。赤いところが給水区域でございますけれども、給水区域は78.18平方キロメートルで、行政区域よりも少し小さくなっておりまして、市内どこでも給水ができるわけではございません。

次に、9ページをお願いします。

給水量の実績及び予測表という表がございますけれども、将来の人口減少予測を反映いたしまして、平成40年度の給水人口は9万6,322人、1日最大給水量は3万9,583立米としました。

次に、11ページをお願いいたします。

経営の現状でございますけれども、こちらにつきましては昨年度、中・長期収支計画のほうを策定いたしまして、このときに委員会で御説明しておりますので今回はちょっと省略させていただきます。また、後ほどごらんください。

15 ページをお願いいたします。

15 ページからの施設の現状でございますけれども、巻末の資料をめくっていただきますと、A3の資料が黄色い紙の後ろについていますので、ちょっと黄色い紙の後ろを見ていただけますでしょうか。

図にありますように、可児市には配水池が20カ所、ポンプ場が7カ所ありまして、そのうち5カ所の配水池で県水を受水しております。矢印が書いてありますけれども、標高に沿った図になっておりまして、上向きの矢印につきましてはポンプ場でポンプアップして配水池へ送っていると。下向きの矢印は自然流下となって、配水池から流れ出ているという図面が載せてございます。

戻りまして、今度23ページのほうへ戻っていただけますでしょうか。

2の水源計画でございます。水源は引き続き全量を県水から受水します。なお、県水の可児市分に対応する施設能力は1日当たり5万3,000立米、県のほうが用意しておりますので、計画期間の最大1日給水量の4万1,979立米を大きく上回っておりますので、必要な水源は十分確保されております。

23ページ下のフロー図、赤とか黄色のところですけども、黄色の持続、ブルーの安心、赤の安定、緑の環境と、可児市の水道事業につきましてはこの4つの観点に分類して、それぞれの課題に対応する代表的な施策をあらわしております。

それでは、施策につきましては次のページをお願いいたします。

1. 水道事業の健全維持でございますけれども、これにつきましては財政の健全性の維持が重要でございます。先ほどの巻末資料にちょっといっていただきまして、先ほどの巻末資料から2枚めくっていただきますと、資料3というのがございます。A3の表でございますけれども、こちらのほうを見ていただけますでしょうか。

この巻末資料3の下のほうに黄色い欄がございます。下から2段目の黄色い行が資金の残高でございます。平成29年度には約18億4,000万円でございますけれども、これが平成40年度には約8億8,000万円に減少しております。これはいろいろ建設事業ですとか、管路更新とか耐震化とか、そういう事業を行って行って資金を補填していくので減っていくわけでございますけれども、現在は18億円ぐらいございますけれども、経営的に若干、今は余力がありますけれども現状の受水費とか水道料金が継続すると、なかなか楽観視はできない状況であるということでございます。

24ページに戻っていただけますでしょうか。

今後は県水受水費の値上げもあり得ることもありますので、上から8行目ですけども、事業を計画的に進めていくためにも中・長期的な観点から適正な料金を算定していくことや借入金の検討、事業補助金の獲得で投資計画の財源を確保する必要があるといたしました。

また、施策として太い文字で記載されています業務の外部委託につきましては、これまでも検針業務や料金徴収業務、配水池の日常管理業務など専門的な業務を外部委託しまして民間活用をしておりますけれども、業務の簡素化を行ってまいりましたが、引き続き継続していき

ますとともに、今後もさらに業務の効率化につながる分野がないか模索して……。

〔黙 祷〕

○委員長（板津博之君） それでは、続きをお願いします。

○水道部長（田中正規君） 先ほどお話ししました業務の外部委託につきましてですけれども、現在の業務委託を引き続き継続するとともに、今後もさらに業務の効率化につながる分野を模索しまして、外部委託を検討していくという方向性を持っております。

次に、25 ページをお願いします。

計画的な施設整備と安定供給でございますが、適切な水道施設の整備とその維持管理が主な内容となっております。

太い文字で主な施策が記載されておりますけれども、耐震対策の実施、配水管の老朽化対策、緑配水池の廃止と配水ブロックの見直しなどのほか、ポンプ場の非常電源の確保などがありますが、ここで 28 ページをお願いします。この真ん中に事業の計画総括表がございますけれども、この 10 年は、ここから 10 年ですね、平成 40 年度まででございますけれども、水道整備基本計画をもとに基幹管路の耐震化などの 4 つの事業を進めていきます。この表に書いてございます部分、ここの上から基幹管路の耐震化、配水ブロックの統廃合、老朽管の面整備、一番下が施設の更新、老朽化した機械・電気設備の更新と、この 4 つを 10 年間進めていくということでございます。

次に、29 ページをお願いいたします。

安心して飲める水道水の供給につきましては、水道水は広い意味で食品と同じでございますので、原水から蛇口まで一貫した水質管理が必要と考えております。可児市水道事業水安全計画に基づきまして、各種の検査、確認を行ってまいります。

特に太い文字で記載されております赤水の発生防止対策についてでございますが、これは老朽化した鋳鉄製の水道管の内部にさびが付着しておりますので、これによって赤水が発生しやすくなっておりますので、管路の内部を調査し、優先事業に定めて、この鋳鉄管の管路の面整備事業を含めて管路の更新を行うことをやってまいります。

次に、下のほうにあります(4)災害時における飲料水の確保につきましては、次のページをめくっていただけますでしょうか、次のページにございますように事前対策、応急対策、復旧対策とそれぞれ状況に合わせた対応が的確にできるようにしてまいります。

特に、備えあれば憂いなしということで、災害対策マニュアルの整備や相互援助協定及び防災訓練などソフト面における対策や水道施設や管路の耐震化及び応急給水手段の確保といったハード的な面の対策も含めて充実を図っていきます。

ちょっとページが飛びますけれども、34 ページをお願いします。

5 番の情報提供のあり方でございますけれども、これから多様化する市民のニーズに対応するために積極的にホームページなどで情報を提供してまいります。

最後に 37 ページをお願いします。

環境負荷の低減でございます。これにつきましては、水道事業は電力使用で、ポンプ場の

電力使用が大きいですけれども、これの環境負荷を与えておりますので、エネルギーの低減を図ることが必要でございます。特に太い文字で書かれております直結直圧給水の推進につきましては、受水槽用の加圧ポンプの動力エネルギーを削減することができるため、今後さらに導入を推進してまいります。

以上で水道ビジョンの説明を終わります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 財政見通しの表ですが、これが見やすいのでこれを使って、収入の中の、特に他の要因は余り大きな変動は考えられませんが、ぐんぐんと時間が進むにしたがって、毎年毎年というか5年間単位で収入が減っていくものがあります。それは特別利益、加入分担金ですね。昔は、この加入分担金が1億5,000万円を超えてあった時代もありましたが、あのときも水道の普及率が97%とか98%とかいう数字に近づいていたんだけど、これが引き続きずっと同じ水準でいくのかと思いきや、それは当然いきませんわね。市の中の面整備がほぼ完了している状況のもとで、徐々に廃止する人がいて、畑や田んぼに自宅を建てられて、そういう形で新しく加入分担金を払っていただいて加入分担金がストックとしてたまっていくという状況があるわけです。それはしかし、規模が見込みとしては減っていつているので、簡単に言うとこの特別利益枠が1億1,300万円サイズから5年で、平成29年実績値で1億円に一旦は戻ったけど、8,000万円クラスで低迷をしました。その後、これからの推計値は9,361万円が5年続いて、その後はこれは7,400万円台、そして最後は6,000万円を少し切るという水準にやっただけ、この辺の科学性という用語があるけど、論拠というのはあるんでしょうか。

○水道課長（古山秀晃君） 数字的に5年間でそういう平均にしてありますけれども、基本的には給水人口が減るということは新規の加入者がふえてこないというか、現状よりは減ってくるとそういう概念の中で推計しておりますので、同じように減ってくるとのことでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（酒井正司君） ポンプ場の非常用電源の確保ですが、現状では長洞だけであとはないと。ただ、直結直圧だとポンプは要らんわけだから、その割合がどんなものかということと、8カ所の施設の今後の自家発電設備に備えた設備改良はどの程度のスピードで設置されるのか。

○水道課長（古山秀晃君） その件ですけれども、まず先ほども説明しましたように、県から5カ所で可児市は給水しておりますけれども、それはほとんど山之上でもらっております。ですから、そういうことを考えるとそれより下のところはもう自家発電設備がなくても、県のほうが整備しておりますので、そこまでは水が来ると基本的には考えておまして、そういうことを勘案しますと約7割はもともと自然流下でいけると、可児市内はね。その部分と長洞のポンプ場はついておりますので、それをまぜると7割は現状でも電源があるという形でございます。

あと、3割近くがまだありませんよね。それが大きな団地もありまして、そこら辺なんですけど、近いところでは計画には載っておりましたけれども、工業団地のポンプ場はつくり直しをしまして、坂戸にありますステンレスのタンク、グラウンドのところにありますけれども、あそこにつくりかえようとしております。そうすると、そのときに同時に自家発電設備もつけようとしておまして、全部一遍には参りません。高額なものですから、なかなかありませんけれども、基本整備計画の中で順次やっていこうとはしております。その工業団地だけで言えば、たしか平成 35 年だったかな、この表の裏のほうにもついておりますけれども、計画がなされておりますので、耐震化も含め順次進めていくということでございます。

○委員（酒井正司君） 7割は落差で配水できるけど、あとは順次やると。

この資料の1でそういうのは全然わかんないですか、どこがどうかというの。

○水道課長（古山秀晃君） それでは、資料の1をもう一遍見ていただきますと、先ほど申し上げましたように、これは高さの表でもありますので、県水は青の濃い色のところで県水をもらっております。それで、先ほども言いましたけど、矢印が下向きのところにかかるところはポンプが要らないということですね。そこから上に行かなあかるところがポンプが要るということなんです。そういうふうに見ていただきますと、どこにポンプが要るかというのがわかると思うんですけど、このうち大きなところでは長洞のポンプ場というのがありますけど、ここは自家発電設備が現状ついているということでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○委員（伊藤健二君） ちょっとこだわりますけど、加入分担金、これは面積で計算するの。

それと、平成 29 年の約 1 億円は概数でいいんだけど、1 億円サイズになるとどれぐらいの世帯数が新たに加入分担金を払ってくださった。それは世帯とは正比例しないでしょう。下水道と違って処理面積か、その辺をちょっと教えてもらえますか。

○上下水道料金課長（長瀬繁生君） 面積じゃなくて口径で決まってくるので。

○委員（伊藤健二君） 口径と、あと件数だけですか。掛け算。

○上下水道料金課長（長瀬繁生君） はい。基本的には各家庭ですと 13 ミリメートルか 20 ミリメートルしかつかないの、それは金額的には少ないんですけど、例えば今ここに想定しているのは東でやっている工業団地とか、ああいう工業団地は多分口径の大きいのがつくので、そういうものについてはかなり高額なものになるということで、今ここには想定しては入れておるんですけど。

あとは、人口以外でいくと、想定しておりました人口ビジョンよりも人口の減りが少し鈍化しているというか、少し多いといいますか、予定よりもふえているので、その分は加入分担金も当然入ってくるし、今はミニ開発もありますので、その辺で各家庭の分担金もおおよそ入ってくるだろうという予測です。

ただ、加入分担金は工場誘致でどうなるかというのでかなり差が出てきますので、あくまでもその推定の範囲でということで御理解いただければと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（伊藤 壽君） 資料3の財政見通し、A3のですが、ちょっと当初予算のときからの続きの話にもなりますけど、資本的収支のところ、これはちょっと収支が赤字になっていくわけですね。企業債をずっとこの先、9年間になりますか、これで財源は補填していかないということなんですね。それで財政上、将来的に支障はないということですか。

○上下水道料金課長（長瀬繁生君） 今おっしゃるとおりで、この資本的収支につきましては、当然支出の部というのは工事とかの大きなものがあるものですから、歳入としては今の負担金とか補助金しかないものですから、毎年赤字の状況にはなっています。

ただ、これを内部留保とかいろいろなところで鑑みたときには、何とか今のところでは赤字にならなくて黒字でできるという状況になっていますけれども、どこかの段階では企業債を借りる必要はあるかと思えますけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、計画としてはこの平成40年、2028年までの間ですと数字的には企業債を借りなくてもできるだろうということで考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件については終了といたします。

それでは、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後3時02分

---

再開 午後3時14分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、(4)可児市手数料徴収条例の改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（佐橋 猛君） それでは、資料の3-1をごらんください。

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

1番の手数料を新規に徴収することについてというところでございますが、昨年9月議会で報告させていただきました手数料徴収条例の改正と同様の事案でございます。

初めに背景でございます。

昨年の6月27日に公布されました建築基準法の一部を改正する法律のうち、1年以内に施行される分がことしの6月26日までに施行されることになり、建築基準法施行令を初めとした関係する政省令が改正される見込みでございます。しかし、まだ施行令等の改正の日程は公表されておりません。昨年末の12月7日に国土交通省が建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法施行令の改正に向けた検討案に関する意見募集についてというパブリックコメントを行いまして、この中で新たに限定特定行政庁の事務といたしまして、次の事務が位置づけられることがわかりました。

2つ目の黒い四角、可児市手数料徴収条例の改正予定概要でございます。今回新たに手数料を徴収する事務は2つございます。

1つ目は、①の法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく既存の建築物の用途の変更に係る工事を 2 以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料というものです。

資料の 2 枚目、資料 3-2 というものでございますが、こちらのほうをごらんください。

①用途変更に係る全体計画認定制度の導入というところでございます。建築後の基準強化によりまして、現行基準に適合しなくなった既存の建築物の一部を他の用途に使用するには、増改築を伴わない場合には現行基準に適合させるための改修工事を一度に行うことが必要とされておりました。中ほどの 6 階建てのビルの絵がございまして、1、2 階部分を事務所から飲食店に用途変更しており、このような場合が考えられます。

今回の法改正により、地方公共団体が建築物の全体計画を認定することにより、段階的な改修が可能になります。先に 1、2 階の改修工事を行って、その後に 3 階以降の改修工事を段階的、計画的に行うことが可能になります。この全体計画認定事務につきまして手数料が発生するというところでございます。また、これに伴う変更認定手数料も発生いたします。

資料の一番上に戻ります。

先ほどの続きでございますが、次に②の法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく用途変更興行場等一時使用許可申請手数料でございます。

また 2 枚目の資料をごらんください。

一番下にあります、②一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和というのでございます。現行法では仮設建築物は新築が前提とされておりますので、既存の建物の一時的な転用に対する規定がございません。改正法では、既存の建物を他の用途、例えば興行場や店舗などに 1 年以内の期間で一時的に転用する場合、一部の規定を緩和することを許可するというものでございます。この緩和規定は既存ストックの有効活用ということで、博覧会などを想定したものでございます。

それでは、資料の 1 枚目の裏面をごらんください。

2 番目の手数料の額の妥当性というところでございます。新たに徴収する手数料は可児市手数料徴収条例の別表、建築基準法の施行に関する事務の中に設定する予定でございます。

①の法第 87 条の 2 第 1 項の規定による全体計画認定申請の額につきましては 2 万 7,000 円とする予定です。この全体計画の変更認定についても同じく 2 万 7,000 円とする予定でございます。

次に、②の法第 87 条の 3 第 5 項の規定による用途変更興行場等一時使用許可申請手数料につきましては 12 万円とする予定でございます。

これらの額につきましては、国が標準政令を設定しない見通しであることから、県の類似の許認可に係る手数料と同額にしております。なお、岐阜県におきましては、これらの事務は既に県の事務とされておりますので、3 月の第 1 回県議会定例会に議案提出予定と伺っております。また、これらの額は県内の特定行政庁である岐阜県、岐阜市、大垣市、各務原市及び限定特定行政庁であります多治見市、可児市、高山市で同額となる予定でございます。さらに愛知県、静岡県、三重県でも同じ額で、3 月の県議会定例会への上程を予定しておる

ということでございます。

次に3番目、今後の予定についてでございますが、建築基準法施行令の改正の公布により可児市の事務となるのが前回の例から判断しますと6月下旬と想定されますので、公布日よりましては6月議会に条例改正案を上程、もしくは追加議案として上程する予定ですのでよろしく願いいたします。

最後に4番目、その他でございますが、建築基準法の改正に伴う条項ずれについてもあわせて改正する予定でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑を行います。

発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もございませんので、質疑を終了といたします。この件につきましては終了とさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。

(5) 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の改正について、失礼いたしました。皆さんのお手元には「制定」となっているかと思えますけれど、「改正」の間違いでありましたので、申しわけないですがお手元のほうで「制定」のところを「改正」と訂正をお願いいたします。

改めまして、(5) 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（林 宏次君） 資料番号は4でございます。

可児駅前広場の市営駐車場の設置及び管理に関する条例の改正を実施するに当たり、その内容と今後の予定を御報告させていただきます。

可児駅東土地地区画整理事業は平成11年度に事業認可を受け、現在、最終段階の駅前広場の工事に着手しており、ようやく終着点が見えてきたところでございます。この工事も順調に進めば、ことしの10月ごろの供用開始を目指しております。

それでは、お手元の資料をごらんください。

駅前ロータリーは、御承知かも知れませんが名鉄新可児駅がある北側と駐輪場がある南側に分かれます。北側の一般の方の駐車スペースは送迎用としまして8台、南側は縦列駐車3台及び22台が駐車可能なスペースの整備を現在進めております。整備前の駐車場は現在の駅前広場の駐車場のように無料でオープンの状態であったため、朝駐車しまして、そのまま通勤や通学など、長時間にわたり利用の方がお見えになりました。そのような利用者をなくすため、整備後はお手元の赤色のハッチングした部分の駐車場におきまして、利用者の方からある一定の時間を超えますと料金を徴収させていただく計画でございます。

市営駐車場の設置や管理、料金徴収等に関する条例は平成29年度に制定されました可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例、いわゆる可児市子育て健康プラザman oがオ

オープンしたときのものがございます。この条例や規則を改正する方向で調整したいと考えております。

今後の予定としましては、徴収金額の設定など詳細を詰めまして、所定の手続が済み次第、次の6月議会においてお諮りいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

それでは、次の議題に移ります。

(6) 可児市地域公共交通網形成計画策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それでは、資料5をごらんください。資料5、まずはA4のぺら1枚のほうをごらんください。

上のほうに概要が書いてありますけど、その2段落目ですね。本計画は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定するもので、地域全体の公共交通のあり方、行政、交通事業者、住民の役割などを定める地域公共交通のマスタープランとなる計画です。

その下、計画の役割等の2段落目をごらんください。計画では、市地域公共交通の目指す方針や目標値、実施事業のアクションプランとして行政や各交通事業者、市民の行う事業の内容やスケジュールを明確にしております。

今後の予定でございますが、平成31年4月上旬にパブリックコメントを実施しまして、6月下旬に公表の予定でございます。

それでは、本編を簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、本編のほうの30ページをごらんください。可児市における地域公共交通の主な課題ということで3つほど上げてございますが、その前に事前にアンケートや交通事業者へのヒアリング等を行いまして、まずそれぞれいろんな課題をピックアップしております。

まず、まちづくりという項目のところ、一番下のポツのところなんですけど、市の玄関口であるJR可児駅、名鉄新可児駅における駅前広場整備等により、交通手段の乗りかえ結節点としての機能強化を目指しています。

それから、市民のニーズというところの一番上、市内公共交通の総合満足度は、不満が満足を上回る一方、個別の公共交通手段の満足度（利用者）は満足が不満を上回っています。これは利用者に聞いたアンケートでは非常に満足度が高いんですけども、市民全体から見ると公共交通を利用していない方も多くて、不満が満足を上回っているということです。

ポツの3つ目ですけども、必要な費用負担のあり方については、「サービス向上」と「現状維持」が同程度で多く、「サービス縮小」は少ないという傾向にあります。

市民ニーズの一番下です。さつきバス、電話で予約バス、Kバス・Kタク、一般タクシーに期待する役割は、「車が利用できなくなったときに利用できること」、「市内の医療施設

に行けること」が多くなっております。

利用者のニーズというところの一番上ですけれども、バスの利用目的は、路線バスでは通勤・通学、さつきバスと電話で予約バスでは通院・検診、買い物が多いという傾向になっております。

それでは、41 ページをごらんください。

本計画で定めた基本的な方針で、上位計画から求めたものが一番下の可児市の交通将来像として、「また来たい ずっと住みたい まちの魅力を支える公共交通」というのを目指してまいります。

次のページをごらんください。

基本方針として3つ上げております。可児駅、新可児駅、西可児駅を中心とした公共交通ネットワークの維持を基本としつつ、高齢者の日常生活や若者の通学を支えるまちづくりや観光振興と連携した公共交通サービスの提供。基本方針2としまして、地区住民が日常生活の中で安心して利用でき、来訪者にもわかりやすい公共交通利用環境の充実。基本方針3としまして、可児市の公共交通にかかわる全ての関係者が連携、協働し、公共交通を支え育む取り組みの推進としております。

下の図が可児市の公共交通体系のイメージを示しております。黒が公共交通軸としてJR、名鉄、それから高速バス等を示しております。赤が都市内幹線路線としまして、さつきバスの中心循環線とKバスを示しております。それから、青色が広域支援路線としまして、可児市と他の地域を結ぶ支援路線ということで、YAOバスや東濃鉄道の緑ヶ丘線、東濃鉄道の八百津線、それから美濃加茂が行っておりますあい愛バスが可児川まで乗り入れておりますので、こういった路線を広域支援路線としております。その他、緑色がその他のさつきバスや電話で予約バス、それから東濃鉄道の帷子線でございます。

続きまして、46 ページをお願いします。

この計画の目標でございますが、全体の目標としましては四角の中にあります目標値としまして、公共交通全体の利用者数の維持・増加を目指しまして、指標としましては公共交通の総合的な満足度の増加というのを目指します。

基本方針1のほうの目標としましては、利便性の高い公共交通ネットワークやサービスが充実ということで、目標値としましては公共交通を利用する割合の増加としております。

基本方針2の目標としまして、公共交通の利用のしやすさ、わかりやすさが向上ということで、目標値としましては公共交通の情報、案内のわかりやすさに関する満足度の増加としております。

基本方針3の目標としましては、公共交通の関心や愛着が向上ということで、目標値としましては地域主体、または地域と交通事業者や可児市が連携、協働した取り組みの実施としておりまして、右側にその目標値の具体的な数字を示しております。

それから最後になりますが、65 ページにこの計画のまとめをしております。

具体的な事業内容と実施予定年度、それからその事業を行う実施主体を表にしております。

す。

まず、基本方針1として行うこととしまして、まず②都市内基幹路線の運行ということで、さつきバスの再編①ということで、まずはすぐ来年度に行うことなんですけれども、全路線について可児駅、新可児駅を中心とした運行サービス、ダイヤの改正を行います。さつきバスの再編2としまして、中心循環線のサービスエリア、ルートを見直します。これは「麒麟がくる」の対応が終わった平成31年度から行う予定でございます。それから、④としまして地域支援路線の運行ということで、この中で電話で予約バスの再編ということで、さつきバスの再編及び生活圏を考慮したサービスエリアの見直しということで、今6つほどに分かれておる電話で予約バスのエリアを見直します。

それから、(2)の基本方針2ということで、①のほう、利用者目線によるわかりやすい情報の提供ということで、一番上ですね、総合公共交通マップの作成というのを計画します。それから、下のほうでバスデータのG T F S化ということでございます。これはバスデータ、ダイヤやバス停の位置情報、運行経路などをオープンデータ化にしまして、グーグルやヤフーのマップの事業者のほうにそれを提供することによって検索が可能となるものです。一部、既にG T F S化に取り組んでおりまして、グーグルやヤフーでは例えばセントレアから花フェスタまで行きたいというふうに打ち込めば、可児駅から何時何分にさつきバスに乗れば花フェスタに何時に着くよということが検索できるような形になっております。ただ、まだ外国語に対応していないものですから、外国人も使えるよう外国語の対応ができるようにこれから取り組みます。

それから、バスロケーションシステムの導入ということで、バスを待っている人がもしかしたらもうバスが行っちゃったかなと、それかまだおくれてこれから来るのかなというのがわからないということがよくあるんですけれども、これもスマホのアプリ等で、今バスがどのあたりを走っているのかというのが見えるシステム、既に美濃加茂市では導入をしておるんですけれども、可児市のほうでも早く導入したいというふうに考えております。

それから、②の割引運賃や利用しやすい支払い方法の導入ということで、一番下、I CカードやQRコード等によるキャッシュレス決済の導入検討ということで、これも美濃加茂市では導入済みでございますが、こういったことも取り組んでいきたいというふうに考えております。

基本方針3のほうで、①地域住民による各種活動の実施ということで、地域住民によるバス待合環境の整備ということで、例えば今ベンチのついているところが少ないんですけれども、寄附制度とかそういったものを利用した住民によるベンチの設置等、バス待合環境の整備を行うことも考えていきたいと思っております。あと、②でバス乗車機会の創出ということで、バスの乗り方教室や出前講座等による地域住民みずからが公共交通について学ぶ機会の創出ということです。特に、電話で予約バス等は予約の仕方がわからないという声もありますので、こういった機会を多く創出していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑を行います。

○委員（渡辺仁美君） バスの前面の案内表示板ですね、それについてはその後検討はされましたか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それも路線の計画再編とともに、そういったことも見直していきたいと思います。

今、委員のおっしゃるのは、今は西部線とか東部線、中心循環線というのがバスの頭に電光掲示板で表示がしてあるんですけども、それを西可児駅行きとか可児駅行きとか、そういった表示にしたらどうかという御提案かと思うんですけども、そういったほうがわかりやすいという声もありますので、一度その辺は検討してまいりたいと思います。

○委員（渡辺仁美君） オープンデータ化については進んでいらっしゃるようでお聞きしてよかったんですけど、今の表示についてもお願いします。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（酒井正司君） さつきバスの起終点を駅前へ移しますよね。これは具体的に大体いつごろになりますか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 可児駅前広場が完成するのがことしの秋ごろ、9月までをめでにしておるということで、それに合わせてなるべく早くやりたいので、10月1日からできるのか11月1日にできるのか、その辺を目指したいというふうに思っております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件については終了といたします。

それでは、次の議題に移ります。

(7)都市計画区域マスタープラン素案の提出についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それでは、資料の6-1というペーパーをごらんください。

都市計画区域マスタープランの素案の提出についてというペーパーでございます。

まず、都市計画区域マスタープランというものが一番上に説明してあるんですけども、県が広域的な視点に立ち、策定するものです。これは現在見直し作業を進めておりますが、市町村が素案を作成することとなっており、平成31年6月に素案を県に提出する予定で作業を進めております。

見直しの方向性につきましては、前回の区域マスをベースにしながら市が平成28年に策定した可児市都市計画マスタープランや直近の事案を踏まえた形で改定を進めております。

その下、四角の中に区域マスとはというふうにあるんですけども、都市計画区域における都市計画の基本的な方向を示すものでございます。その下に、前回区域マスや市マスとの主な変更点というふうにありますので、この辺をかいつまんで説明します。

まず、2つ目のポツを見ていただきますと、可児市都市計画マスタープランと整合を図り、

地域ごとの市街地像を9つから3つに大きく分けるように修正しております。また、これも可児市都市計画マスタープランと整合を図りまして、都市的土地利用推進地、これはA農地とかB農地とかいうもので、ある程度都市的な利用を推進していくというのをB農地にしておりますけれども、そういったものを位置づけております。それから1つ飛びまして、木曾川左岸遊歩道、土田渡多目的広場を緑地として位置づけをしております。さらにその下、可児御嵩インターチェンジ周辺を商業系から工業系の土地利用に変更しております。

裏面を見ていただきまして、今後のスケジュールでございます。今後、市の都市計画審議会に報告を行いまして、県のヒアリング、それから6月に素案を提出しまして、平成32年9月には県のほうで都市計画決定告示を行う予定になっております。

それから、その下の都市計画区域についてということで、可児都市計画区域というのは、今、兼山については御嵩都市計画区域に含まれている状態になっておりまして、可児市としましては可児都市計画区域のほうへ編入できないものかということで県に御相談をしておりますが、今のところ難しいというお話をいただいております。次回の10年後の区域マスのときには可児市と御嵩町を一体の都市計画区域として考えることや、それを含めてその中に、もしかしたら兼山を可児市にくっつけて、そういった区域設定をすることについても、それまでに検討していきましようという話になっておりますので、この下に書いてある兼山地区の記載についてというのは、今回は御嵩都市計画区域の区域マスに記載される予定でございます。

それでは、本編のほうをかいつまんで概略だけ御紹介したいと思います。

まず、1ページ目をごらんください。

一番下のところに上位計画から考えたまちづくりの方針を4つ示しております。1つ目に定住・移住の促進に向けた快適な居住環境の確保、それから2つ目に都市機能の集積、多様な都市機能を結ぶネットワークの強化、3つ目に秩序ある開発の誘導と自然環境や優良農地の保全、4つ目に災害に強い都市、安全・安心な市街地環境の形成ということを目指してまいります。

可児-6の6ページをごらんください。

現在、可児都市計画区域が抱える課題としまして、まず(1)のところの3つ目のポツなんですけど、地域による日常生活を支える身近な商業機能を配置すること、それからその下、既存市街地における土地利用混在の解消、都市基盤整備の推進というのを課題として上げております。

それから、2つ目のほうではポツの一番上ですね。中心市街地や商業、サービス機能を持つ地域の拠点の機能の集積、拠点性の回復・強化というのを課題として上げております。

それから、(3)のほうでは4つ目ですね。市街地周辺部や市街地外の幹線道路沿道などで見られる都市的土地需要の適正な規制、誘導ということが課題としております。

それから、(4)のほうでは2つ目ですね。公共施設、社会基盤施設の耐震化・不燃化、避難所・避難路の整備などによる防災機能の向上ということを課題として上げております。

そうした課題に取り組むために地域を3つに分けております。可児-8というページをごらんください。

この3つ、上の図面のとおり、中央地域と西部地域、東部地域と3つに市域を分けまして、それぞれまず中央地域につきましては、その下の(1)のところなんですけれども、都市機能集積エリアに商業施設などの多様な都市機能の集積を図ると。それから、その下ですね、都市機能集積エリアの周辺の市街地では定住・移住の促進に向け居住環境の確保に努めると。それからその下、可児御嵩インターチェンジ周辺は広域的な交通利便性を生かし、区域全体の活力の向上を図るため、産業地としての土地利用誘導を図ります。

それから(2)の西部地域につきましては、名鉄西可児駅周辺については商業施設などの集積、誘導により、地域生活拠点にふさわしい近隣商業地の形成を図ります。その下、住宅地では空き家・空き地の有効活用により良好な住環境の形成、維持を図るとしております。

(3)の東部地域でございます。1つ目のところなんですけれども、住宅団地は低層の住宅を中心として良好な住環境の形成、維持を図ります。3つ目のところなんですけれども、地域の人口規模に適した医療、福祉、商業施設などの生活利便性の集積を図るというふうにしております。

それでは、可児-12というところをごらんください。

区域区分の決定の有無ということで、区域区分というのはまちを市街化区域と市街化調整区域に分けるということをするかどうかということで、可児市はそういった区分をしておりません。市街化区域というのは市街化を推進する区域、市街化調整区域というのは市街化を極力抑えていこうという区域でございます。

これの方針なんですけれども、可児-14の一番下のところ、下から3行目なんですけれども、区域区分によらなくても特定用途制限地域やまちづくり条例などを活用し、無秩序な市街化を防止し、良好な環境を有する適正規模な市街化を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとしますということで、過去の方針と同じく市街化調整区域、市街化区域の区分は行わないということにしております。

それから、その次のページからは主要な都市計画の決定方針ということなんですけれども、まずは可児-17、一番下の(8)のところに計画的な都市的土地利用の実現に関する方針としまして、次のページをごらんください。可児御嵩インターチェンジ周辺は広域的な交通利便性を活用して、新たな工業地として位置づけて用途地域の指定など適切な土地利用を誘導します。それと、沿道商業地区として開発需要の高い広見地区の一部、坂戸、土田地区の都市計画道路沢渡土田線周辺地区、広見東地区の都市計画道路広見土田線周辺地区、春里の一部等については農業施策との調整を行い、地域の実情に応じた都市的土地利用を検討、推進してまいります。

最後に、交通施設の都市計画決定の方針ということで、可児-20ページをごらんください。

まず、これの(3)なんですけれども、主な施設の整備目標ということで、これは道路につ

いてなんですけれども、優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定している路線はこの表のとおりでございます。今のところ、この 8 路線を優先的に整備しようという考えでございます。

それから可児-23 ということで、市街地整備の目標ということで、これは区画整理などの面整備をどこで行うかということなんですけど、この計画では可児駅東土地区画整理事業ということで、今施行中ということで上げておりますが、これもあと二、三年で換地処分までいった後、今のところその後新たな区画整理というのは予定してないんですけれども、非常にすぐれた制度ですので、今後面的に整備すべきというところがありましたら、積極的に活用して進めていきたいというふうに考えております。

可児-25 をごらんください。

主要な緑地の確保目標ということで、優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する公園等の公共空地を示してございます。可児市かわまちづくり事業で行います休憩所、遊歩道、緑地の整備というのを行ってまいりたいと思います。それから、可児市運動公園ということで、これは再整備ということですが、今の運動公園を新たな使いやすい公園に再整備を行う予定でございます。

最後に、資料の一番後ろに図面の総括図として可児都市計画区域の区域マスタープランで行う事業を図面として示してございます。

説明としては以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 前回県都市計画マスタープラン、都市マスとの、いわゆる可児区域マスのずれの修正の話、資料 1 の真ん中辺ですが、その中に星見台と美里ヶ丘について位置づけるというのがあります。居住系の土地利用を位置づけるので、今はまだ居住系の土地利用になっていなかったのを、今度は市街地としての用途区域を予定しているという意味なんでしょうけど、この地図でいくところの黒い枠で囲って真ん中が黄色くなっている、これが地域的には関連しますよね。現状では、要するに住宅開発がまばらだったので、そこまで到達せずに今の状況を確認するとほぼびっしり一通り住宅が区画に建築されていて、まさに住宅団地化しておるという現状を追認するということでしょうか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） まさにそのとおりなんですけれども、この美里ヶ丘、星見台というのは現在用途地域指定がしておらずに、白地、無指定地区ということになっておるんですけれども、ただ開発許可を出したときの条件で、用途は住宅に限るとされています。住宅に限って、それから建蔽率、容積率についても通常は無指定地域ではなく、桜ヶ丘や帷子の各団地と同じように 50%の建蔽率、80%の容積率ということで規制をかけておまして、実質は低層一種と同じ規制がかかっておりますので、本来はいつ用途指定をしてもいいんですけれども、逆にしなくても規制がかかっておるのでやる必要もないなとも思いながらも、このマスタープランの中ではここがちゃんとした計画的な土地利用をしている住居ですよということを示したいものですから、今回は色で塗りまして、将来は一種低層の用途地域指定

を目指していきたいというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） 以前インターチェンジ付近が商業系だったのを工業系に乗りかえたということと、都市的土地利用推進地、いわゆるB農地というものの今後の拡大とか解釈、途中で一部が切れていたり、表現の中で広見東部とか広見と言われても自治連合会単位の地域の枠組みなのか、例えば広見でいうと広見村木とか伊川とかってみんな広見になるんですね。だけど、石井は石井という可児市石井になるんです。可児市瀬田とかもあるんで、広見と言われても、やっぱり広見というと広見何番地が広見になるんですよね。広見東部だ広見だと言われても、非常にそのところで地元の人たちにすると物すごくわかりにくい。どこがどこまでこの用途、どういう理由でここで切ってあって、どこでB農地とやっているのかというのがなかなか理由がつけられないという部分があって、その辺のところを今後状況を見て拡大していくというような話になっていたんですけれども、見通し的にはどうなんですかね。

○都市計画課長（渡辺 聡君） B農地を拡大してからまだそんなに、1年ちょっとぐらいしかたっていないかなと思うんですけれども、かなり倍ぐらいに広げております。

もともとは広見についても、今はもう羽崎に近いところまでいきましたけれども、真ん中の市道124号線のところまでだったのを大分広げたんですけれども、広げたところが全部というか、ある程度の都市化した時点でまた広げることも考えるかもしれないんですけれども、ちょっと今のところはまだ倍ぐらいに広げたばかりで、今後どうしていこうというのはいないんですけれども、その緩めたところはできればある程度重点的に都市化を進めていって、ある程度埋まったらということを次期に考えていければなというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） それも本当によく理解できるんだけど、やっぱり時期的なものもあって、つながっているところなら本当に一遍にそれぐらいやってもいいんじゃないかという考え方が地元の人もあるでしょうし、ここからよくてここからだめだというのも、なかなか我々も説明がしにくいというところもいろいろ多々出てきて状況も、思うんですけど一遍に倍ぐらいにしたと。でも、やはり開発しやすいところと、そういう手が入りやすいところ入りにくいところがあって、そこはもう少し地域地域でよく見てもらって、もう少し臨機応援といいますか、よく状況を見きわめた上で考えていただければというふうには思っていますので、その辺のところは注視していただきながらよろしく願いしたいなと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

それでは、次の議題に移ります。

(8)リニア中央新幹線（大森工区）非常口ヤード造成に伴う発生土運搬についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それでは、資料7をごらんください。

資料7、第3回情報交換会という資料でございますが、これは大森で行っております非常

ロヤードの残土処分場が決まりましたので、そこまでの運搬についての説明会というか、これは大森の区長や土地改良管理組合財産区等にまず説明された資料をきょうそのままお持ちしました。今後、一般住民向けの説明会も行われる予定でございます。あと、搬出先の二野のほうには自治会のほうに同じ資料で説明済みとなっております。これも自治会の役員会のほうに説明済みということで、そのほか久々利の自治連合会長のほうにも相談中ということでございます。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1から9までは前回、今まで説明させていただいたものと同じ資料、おさらいがついておりますので説明を省略させていただきます。

10ページをごらんください。

10ページで工程表がありますけれども、これの赤の部分が発生土運搬に係る工程でございます。この非常ロヤードにつきましては、1月から木の伐採を行っておりまして、木の伐採もほぼ終わったところで、今、進入路の改良工事を行っております。進入路の改良工事が終わりますと、4月から非常ロヤードの造成に伴う残土が発生してきますので、それを平成31年度いっぱい運搬するということになっております。

11ページをごらんください。

発生土の運搬時間につきましては、8時15分から17時までということで、朝につきましては通学の時間帯、通学がほぼ終わった時間というふうに聞いております。桜ヶ丘のほうにも自治会のほうに、この時間で了承を得ておるというふうに聞いております。使うのは10トンダンプトラックでございます。

12ページをごらんください。

4月から3月までの運行計画で、月間日最大数が示してございます。この白い棒グラフが発生土運搬台数です。多い月で5月、11月、12月ごろが多い月になるんですけども、日70台ということになります。時間当たり、上の発生土運搬の時間から割り戻すと七、八台かなというふうに思われます。この70台というのは片道でございます。

それから、13ページに運行ルートを示しております。工事施工ヤードから管理用道路を通りまして、県道多治見白川線に出ます。ここから公道になるわけなんですけれども、ちょうど多治見市と可児市境のところで県道に出まして、それを北上しまして大森新田の交差点を通りまして、さらにそれを北上しまして桂ヶ丘の横を通って柿下に入りまして、久々利の交差点を左折します。それから、羽崎の交差点を左折しまして市道56号に入りまして、今工事中の市道56号を一部通らせていただいて発生土置き場に運ぶと。発生土置き場はバローが所有している山林になります。将来的には、バローが流通倉庫を今営んでいるところを拡大する予定がございまして、まだその計画は明らかにはなっていないんですけども、その山の谷に埋めるということになっております。

それから、16ページをごらんください。

工事車両には黄色のステッカーのようなもの、中央新幹線と書いたこういったステッカー

を張って明示をします。

それから、17 ページをごらんください。

ダンプトラックに搭載する運行管理システムということで、GPS を利用した端末をダンプのほうに設置します。これでこの絵にあるように、車間が詰まったときには減速してくださいとか、速度を超過していますよと、それから事前に登録した危険箇所についてはこの辺は危険箇所ですので注意してくださいというような案内がされると聞いております。

それから、18 ページの工事ヤードから管理用道路を通過して公道に出るところですね。県道多治見八百津線のところには誘導員を配置しまして、看板も設置します。

それから、19 ページです。

換気口ヤード、非常口ヤードのところに車両重量計というのをつけまして、写真1 のとおりでございますが、過積載防止をチェックします。それから、写真2 のところですが、県道に出る手前のところでタイヤ洗浄を行います。

それから、20 ページのところに網の鉄の板の上を通過している写真があるんですけども、これはこの上でダンプを一旦とめて、これは入ってくる車なんですけれども、入ってくる車に対して外来種を防ぐような、種子を落とすような形で水を吹きつけます。これは換気口ヤードというか非常口ヤードのところの横には笹洞ため池がありまして、その横に貴重な湿地があるということで外来種の侵入を防ぐものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） これは本置き場なんですか、残土処分場。もちろん、工事ヤードで下調べして汚染土、美濃帯等による酸性水の発生するリスクが出てくるということであれば、それは区分しなきゃいけませんので、その際はどうするのかということと、ここへは自動的にまず全てヤードで積み上げた分、3日間分ぐらいを置くんですけど、それをみんな自動的に処分場ということで持っていくますか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 前回説明した工事施工ヤードで3日分ためて、その間に土質を検査するという説明をしましたがけれども、あれはトンネルの掘削土でして、今回は非常口ヤードの造成ということで、表面の土を切り盛りするだけということで、通常の開発事業と同じような位置づけとなりますので、基本的にはそういった検査は行いません。行いませんけれども、岐阜県の埋立て等の規制に関する条例、それから土壤汚染対策法によって、通常その土を採取する現場に、昔、上流に工場があったとか、別の何か怪しい用途で使っていたというような地歴があると、何立米に1回というような形で土質の検査をすることが義務づけられますけれども、ここは地山ですので、今のところ県の指導ではそういった土質調査は必要ないというふうにされております。

ただ、掘削しているときに怪しい土質が出たときには、すぐに調査を行うというふうには聞いております。今度、今のところはトンネルの発生土の持っていく場所は決まっていなくて、今回は非常口ヤードの表面を切り盛りしたときに出てくる土ということで、以

前説明させていただいたものとはちょっと違う扱いになると聞いております。

○委員（伊藤健二君） そうすると、想定土量はどの程度になりますか。何立米ですか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 約2万立米と聞いております。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございますか。

○委員（渡辺仁美君） 2月23日にも地元説明会があって、ほぼ同じ御説明を受けたんですけども、その中で地元からの質問で1点、午前8時15分からダンプトラックの運行を開始するという、それは午前8時15分までが自転車による高校生の通学ですとか、通勤車両のピークが一旦終わるので、そこからのスタートという説明はあったんですが、午後4時、5時あたりで大森交差点近辺が交通量が非常にふえるが、それに対する対策はという質問が、きちっといただいているんですけど、その点については今お聞きすることはできませんでしょうか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） これは基本的にはJRが考えることでございますけれども、地元でそういう声があれば私のほうからも16時から17時ぐらいの子供の下校に対する心配はないのかということで、いろいろお聞きしていこうかなとは思っています。今のところ、そのあたりのことはJRからは何も聞いていないです。

○委員（渡辺仁美君） 済みません、ちょっと言い方が。

その午後4時、5時のあたりは交通量という質問でしたので、多分車両の台数だと思えます。子供たちはもうちょっと早い時間に登下校を、高校生の自転車通学についてはちょっとまばらでよくわかりませんが、小学校児童とかの通学のピークはその時点ではちょっと越えていると思えます。車の台数のことだと思えます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 桜ヶ丘のほうでも交通量調査をしていただいております、いつごろ混むというのは地元の方もよく御存じかと思えます。この中で時間七、八台というのがどの程度の影響があるかというのはちょっとあれなんですけれども、また非常口ヤードのときにはそんなに影響はないのではないかなというふうには思いますが、実際トンネルの掘削が始まりますともうちょっと台数が多くなる可能性もありますので、今回、非常口ヤードの運行計画を実際によく観察しまして、今後JRのほうにも対策があれば申し添えていきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 今後トンネルが始まると交通量がふえるかもしれないとおっしゃいましたが、今回のこれは工事用ヤードだけの話ですよ。それ以降の話はまだ何も決まっていなくてもいいですもんね。

〔「決まっていないです。北側に行くとも南側に行くとも何も」の声あり〕

ですから、トンネル工事をやってふえるかどうかはまだわからないわけですね。

〔「そうです」の声あり〕

どちらを走るかはということでよろしいですね。

○委員長（板津博之君） 都市計画課長、一応それでよろしいですか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） はい、そういうことで結構でございます。

○委員長（板津博之君） この件について、ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件については終了といたします。

次の議題に移ります。

(9) 可児市空き家等対策協議会の委員選出についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 資料ナンバー 8、可児市空き家等対策協議会の委員選出について御説明いたします。

可児市空き家等の適正管理に関する条例第 16 条に基づき設置されております可児市空き家等対策協議会の委員ですが、現在は議会代表として野呂議員にお願いしていますが、現在の委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日までであるため、4 月以降の新たな委員として議員お一人の選出をお願いするものでございます。

可児市空き家等対策協議会は空き家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条に規定する協議を行うための協議会として、平成 28 年の 12 月議会で条例改正を行いスタートいたしました。その役割とする法第 7 条に規定されることは、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うこととでございます。条例第 16 条には、空き家等対策協議会の委員は 15 人以内で組織すること、委員は市長のほか地域住民、市議会議員、学識経験者等で、任期は 2 年とすることなどが定められています。

可児市空き家等対策計画は、可児市全域を計画の対象地域とし、平成 32 年度までを計画期間として、平成 29 年 12 月に策定、公表をいたしました。現在、空き家の実態調査、管理不全な空き家の所有者に対する指導、空き家・空き地活用に対する助成事業、アンケートによる空き家所有者の意向調査、出前講座の実施など、空き家に対する施策を進めているところでございます。

この協議会の実施回数等の予定でございますが、平成 31 年度は主に計画の実施に関する協議として、実施した施策の報告や、新たな取り組みに対する協議などで、年 2 回程度を予定しておりますが、翌年度、平成 32 年度につきましては可児市空き家等対策計画の計画期間の最終年となりますので、計画の実施に関する協議に加えまして、現計画の検証やそれ以降の計画の作成または変更を予定しておりますので、実施回数もふえることが予想されます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） これは執行部からの説明ではありましたが、この後また委員につきましてはこの後の協議題のほうで入っておりますので、また委員の選定はさせていただきたいと思っております。

今の報告に対する何か質疑があればお聞きしますが、いかがですか。

〔挙手する者なし〕

特にないようですので、この件は終了とさせていただきます。

それでは、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時22分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、(10)株式会社ダイセキ環境ソリューション岐阜リサイクルセンターの汚染土壌処理業の許可についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしく申し上げます。

それでは、資料提供がおくれまして資料が前後しますが、資料10を御用意ください。

株式会社ダイセキ環境ソリューション岐阜リサイクルセンターの汚染土壌処理業の許可がありましたので、報告をさせていただくものでございます。

お手元の資料の2ページ目、右肩に転載禁止ということを書いてございますけれども、会社のほうからもくれぐれも情報開示していただくのは御遠慮くださいということを書いてきていますのでよろしくお願いをします。

詳細については、3月1日に許可がおりてございます。

なお、営業活動は今現在されているようではございますけれども、新規に受け入れをする業務体系がまだ整っていないようで、今後営業活動の中で新規が出る前に我々のほうには協議が入ってまいりますので、また随時委員長と相談させてもらいながら、現場視察も含めて予定したいと思っております。

詳細は見ていただいたとおりでございますが、表の中の6段目、汚染土壌処理施設の処理能力、ちょうど中間の部分で、1に分別等処理施設と2.浄化等処理施設のそれぞれの時間の許容値が書いてございます。今まで説明させてもらっている中で、時間100トンということを行っていると思います。これは下段の123トン/時間という浄化処理のマックスが書いてございまして、会社のほうとしてもおおむね8割ぐらいという推測をしているようでして、それが100トンということになります。

なぜ、これだけ大きいものが100トンになるかといいますと、やはり新しい土が入ってきますと、それを吟味して破碎するのがいいかどうかとかということで機械がとまります。とまと一定の条件で清掃したり、あるいは準備工というのが入りますので、サイクルタイムというのが若干かかってまいりますので、そういったところだったり、騒音等々でいろいろと会社のほうとしても防護対策をするということで、若干能力を下げた状態で運行していただくというふうにご検討いただいております。おおよそ100トンで進めたいということでございました。

それから、その下段の表の1と2で若干受け入れの物質が違うというふうにご説明させていただきますように、分別等処理施設においては汚染土壌をそのままある一定の条件でセメント工場等に持っていくんですけれども、ごみ等だけ除去して、

それをセメント工場に持っていくということになりますので、ごみの分別等をここでやっていくということで、土壌が残るわけじゃなくて、ごみあるいは根っこが入っておったり、金属等が入っておったりする場合がございますので、そういったものを省くということで、若干土壌に含まれる物質が多く書いてございます。浄化等処理施設については、いわゆる農業等と、それからホウ素が取りにくいということでございますので、それを除いた分が浄化等処理施設で処理されるということでございます。

以上、許可証の中身だけ御説明させていただきました。以上、報告させていただきます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対する質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

今、課長からも報告がありました。当面まだ受け入れ先がないというか、営業はしているけれどもということですので、また今後稼働するようなことがあれば時期を見て委員会で視察へというふうに検討しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この件については終了といたします。

以降の議事は委員のみで協議いたしますので、執行部の皆さんは御退席ください。ありがとうございました。

ここで前の時計で 35 分まで休憩といたします。

休憩 午後 4 時 26 分

---

再開 午後 4 時 33 分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

それでは続きまして、協議事項(1)空き家等対策協議会の委員についてを議題といたします。

先ほど報告のありました空き家等対策協議会委員の選出について御意見を申し上げますと言いたいところですが、もし特になければ前回選出方法と同様に建設市民委員会の大平副委員長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしということで、副委員長でよろしくお願ひいたします。

それでは続いて、(2)太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書についてを議題といたします。

資料ナンバーが前後しますけれども、お手元にお配りした資料 9、太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書（案）をごらんください。

これにつきましては、事前に皆様には配付をさせていただいているのと、サイボウズ等で意見もお聞きしたところではあります。この前の期の委員会でも樺ヶ丘に関して太陽光発電の陳情もございましたし、また一般質問でも太陽光についてはいろいろと取り上げて、所管事務調査に加えるということで継続課題ということで、この今の建設市民委員会でも皆さん調査、研究をされてきたという経緯もございまして、今回正・副委員長におきましてこう

いった意見書を皆様に提案をさせていただくということで、きょうまたここで協議題に上げさせていただいておりますが、内容につきましては皆さん既に見ていただけていると思いますので、まずはこの委員会から委員会発意で意見書を提出するという点についてどう思われるかというところをお聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

〔「内容も含めて」の声あり〕

もちろんです。

○委員（川上文浩君） 読ませていただいて、4番目の事業者が経営破綻した場合に撤去云々ということがあるので、これができるかどうかというのはちょっと難しいものではあるとは思いますが、この4項が入って、これは委員会としては委員会発意で出して何ら問題のない意見書だと思いますので、それで結構かと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見いかがですか。

〔「ありません」の声あり〕

特にこの案文も修正する必要がないということであれば、これを委員会発意で提出ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、この意見書案を建設市民委員会からの提案として議会運営委員会のほうに提出することといたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あえて案文は読みませんが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。御協力ありがとうございます。

続いて、(3)所管事務調査事項についてを議題といたします。

建設市民委員会の所管事務であった観光経済部所管及び農業委員会所管の事業などについて、御案内のとおり総務企画委員会へ引き継ぐ事項などあれば、ここで皆さんから御意見を伺ひしたいと思います。いかがですか。

4月から、観光経済部所管及び農業委員会所管の事業が総務企画委員会のほうに移るということでありますので、何か申し送るといふか、そういったことがあれば。

○委員（川上文浩君） 今回の質疑でも出ていましたけど、私も思うところはあるんですけども、これで所管が向こうへ移ることによって企画部と観光経済部の連携がとれるということですので、もう少し横の連携をしっかりとっていただいて、情報を共有しながら総務企画委員会を中心にきちとした情報を流していただけるようにしていただけるようなことをちょっと申し送っていただくと非常にいいのかなというふうに思っておりますので、あとはそれに絡んで、道路整備だとかいろんな面がこの委員会に絡んでくる部分も産業経済ではありますので、そういった部分の情報提供もよろしくお願ひしたいということでお願ひしていただければと思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

予算委員会の中でもそういった話も出ておりましたので、また企画部と観光経済部、しっかり連携をとってやっていただくということで、当委員会から総務企画委員会にも申し送りたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにこの件についてはいかがですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本日の建設市民委員会の案件は全て終わりました。

これで建設市民委員会を閉会してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

これで閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後4時39分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 3 月 11 日